



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカに於ける法人税の発達（四）－＜法人-株主＞課税を中心に－
Author(s)	島山, 武道; HATAKEYAMA, Takemichi
Citation	北大法学論集, 28(2), 29-95
Issue Date	1977-10-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16238
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(2)_p29-95.pdf



アメリカに於ける法人税の発達 (四)

——△法人—株主▽課税を中心に——

畠 山 武 道

目 次

序 論 対象とする問題の提示

第一章 初期及び二〇年代の税制

(以上、二四卷二号)

第二章 ニューディール期の税制

(以上、二六卷二号、四号)

第三章 戦後の税制

第一節 △法人—株主▽課税論議の新展開

第一款 法人税論の基軸転換

第二款 統合論の興隆とその特色

第三款 統合論議の総括(以上、本号)

第二節 戦後税制の展開

第三章 戦 後 の 税 制

序 説

一 一八六一年の南北戦争時より始つたこの物語も、いよいよ終りに近づいてきた。第二次大戦後の租税史を簡潔に要約することは極めて難かしい。第二次大戦前までは、一口に、富裕者に対する高度の累進課税や企業に厳格に課税することを主張する民主党(II)が

働者の味方)、産業興隆を旗印に富裕者・企業減税を主張する共和党(=財界の味方)という善玉・悪玉の区分が比較的容易であった。しかしこの透明な図式は、第二次大戦後にも概ね通用するとはいへ、そこには様々のくもりが出てくる。まず第一は、戦後における財政政策の本格的な展開のもつ影響力である。第二次大戦を経験して人々が知ったことは、経済状態をコントロールし、人々の生活水準を維持することは、政府の責務であるということであった。従って政府は社会福祉政策や労働政策を展開する一方で、景気が過熱した時にはインフレを防止するために積極的に増税を行い(あるいは減税を中止し)、人々の購買力にブレーキをかけねばならない。そしてこのことは規制効果が広く国民全般に及ぶような大衆課税構造を是認し、むしろそれを積極的に活用することを意味する。第二は、公支出政策のもつ効果である。アメリカ企業の産出する膨大な生産物を吸収し、景気維持を図るためには、それに対する巨大な需要(購買力)がなければならぬ。第二次大戦後のアメリカはそれを人々の旺盛な消費能力もさることながら、主として政府支出、しかも軍事支出によって創出したのである。支出のほぼ半分を占める軍事費は、当然に大衆課税構造を通して国民の負担となつてはねかえつてくる。そしてここに重要なことは、巨額の支出―軍事スペンディングと、それを維持するための高い税負担を主張したのが財政政策に積極的であった民主党政権であり、逆に財政政策に冷淡ないし無理解であった共和党政権・共和党議会は支出削減と減税を一貫して主張し続けたということである。大衆課税つきの好況か、減税つきの不況か。これは大きな二律背反である。

しかし右の中にも民主党と共和党の租税政策の特色をみることはできる。それは民主党が主として免税点の引き上げ等による低所得者の購買力の増強を主張したのに対し、共和党が一九二〇年代のメロンの「理論」を持ち出し、相変わらず繁栄のための企業優遇と富裕者減税を主張し続けたということである。ケインズかメロンか。物語は、資本主義の守護神である二人を対極的な潮流として形成されることになるのである。

さてその前に、税制史の背景を形成する戦後アメリカの経済変動に、若干の注意を払っておこう。戦争が終りに近づくに従つて、人々の念頭を横切つたのが、戦後不況への懸念であった。第二次大戦は大恐慌を昔話にしてしまったが、戦争景気が極めて多大であったために、人々は第一次大戦後と同じように、戦争需要の減少によってこの繁栄がもとの木阿弥にかえることを極度に恐れたのである。しかし一切は杞憂であった。人々は戦争中に貯えた金銭をもって商店に殺到し、食糧品や衣服を買ひあさり、新車を求めた。この旺盛な消費需要につられて設備投資は順調に伸び、輸出も増大した。そしてこの好況は、政府が物価騰貴を鎮静するために四七年中頃より金融引締めを実施し、その結果が景気後退となつて表れる四八年春まで続くのである。四八年秋には戦後初の不況が到来した。しかし回復は早かった。四九年中頃より金融引締めが解除されるや、人々の抑制されていた耐久消費材や住宅への繰延べ需要がまたもや爆発

する。特にこの時期に好況の牽引車となったのが自動車ブームであった。更に五〇年六月に勃発した朝鮮戦争は、第二次大戦中に巨大化した重工業に再び登場の機会を与えた。こうして戦後のアメリカ経済は、本格的な不況を経験することなく、我世の春を謳歌し、この好況は五四年夏の若干の後退を除けば、五八年四月の本格的な不況の到来まで続くことになるのである。

このような連続的繁栄の中で賃金は増大し、生活水準も向上し、産業界は再びかつての権威をとりもどす。他方では米ソ関係の冷却化と革命中国の誕生を背景に、アメリカが世界の憲兵としてトルーマン・ドクトリン、マーシャル・プランなどの下に、積極的な対外援助を開始し、世界政策に着手する。このような国内的・国際的状况の中で人々の思考は右傾化し、共和党は四七年の選挙で、一四年ぶりに議会の主導権をとりもどした。その最もグロテスクな現れが、うまでもなくマツカインズムである。この時代の偏狭で不寛容で反労働者的な性格は、人々が、ラフォレットに替えてワシントンに送った一人の男に最も良く示されているのである。

このような中で膨大な利得を手にし、富を蓄積したのは、いうまでもなく大企業であり財閥である。労働者は名目賃金の上昇に狂喜していたが、他方で物価は急騰し続け、実質賃金は着実に低下し続けていたのである。

- (1) 本節の記述に際して参照した文献は、概ね次のとおりである。R. E. Paul, *Taxation in the United States*; S. Ratner, *Taxation and Democracy in America*; P. Studenski & H. E. Krooss, *The Financial History of the United States*; L. Kimmel, *Federal Budget and Fiscal Policy*; A. E. Holmans, *United States Fiscal Policy*; H. Stein, *The Fiscal Revolution in America*; 向山敞『アメリカ経済の発展構造』、小松聡『アメリカ経済論』、古米淑郎編『第二次大戦後のアメリカ経済』、孤淵正晃『戦後アメリカ景気循環史研究』、末永隆甫編『戦後アメリカ資本主義の分析』、嘉治元郎『現代アメリカの経済』、有賀貞『アメリカ政治史(一七七六—一九七一)』、斎藤真『アメリカ現代史』など。
- (2) Kimmel, *op. cit.*, pp. 229—232; Stein, *op. cit.*, pp. 169—175.
- (3) 小松・前掲書、二八〇—二八六頁。
- (4) 小松・前掲書、一九二頁。
- (5) 戦後の景気循環については孤淵・前掲書全体、小松・前掲書、二二〇頁以下、ハートとケネン(吉野他訳)『現代金融論』(四六六—四八七頁、一九六五年、日本評論社)。
- (6) 向山・前掲書、一五三—一六二頁。

二 さて租税政策をめぐる大統領と議会の対立は、早くも一九四五年に始まる。この年の五月、ドイツは既に降服していたが、日本との戦局は未確定であった。そこで改革の草案作りにあたった内閣歳入合同委員会の戦後税制特別委員会は、恒久的・構造的な税制改革を見送り、特に過重な税負担に喘ぐ小企業を救済するため、超過利潤税の若干の減税を提案するに止めた。しかし、下院歳入委員会が採決未定のままに提案した特定の再建鉄道会社に既存会社と同様の純損失および未利用超過利潤税額控除の繰越し・繰戻しを認めるか否か、および超過利潤税の免税点の引き上げの実施時期を何時にするかをめぐって、がぜん論争がもち上ったが、前者については特に民主党を中心に鉄道会社に対する不当な利益供与であるという批判が強く、上院財政委員会はこの条項を法案より削除した。また後者については実施を四五年度に遡及させるか否かが論点であったが、結局最初の提案どおり四六年より実施となった。四六年の租税調整法 (Tax Adjustment Act) はかくして成立したが、この法律は戦時から平時への生産施設の転換を容易にするために超過利潤税の負担を軽減することを目的としたものであって、免税点を従来の一〇〇〇ドルから二五〇〇ドルに引き上げた他に、純損失や未利用税額控除にかかる税還付の時期を早めることなどを定めたものであった。

さて新大統領トルーマンは、日本の敗北が決定的となった同年秋に至っても、種々の義務的経費と公債償還のための巨額な支出が予想されることを根拠に、同年度は右の租税調整法以外の減税の必要性を認めなかった。しかし実業界を中心とする(企業)減税要求はすこぶる強く四五年九月に再開した連邦議会は再び減税法案作成に取り組むこととなった。問題はしかし誰の税負担を、どの程度軽減するかであった。議会の保守派や財界は、産業活動の育成と民間投資助長のための企業・高所得者減税を専ら主張し、逆に民主党や労働界は、戦時課税が特に低所得者に過重なことを指摘し、消費購買力増強のための所得税免税点の引き上げ、消費税の廃止、抜け穴の封じこめ、遺産・贈与税の強化、未分配利潤課税などを主張し、両者の対立は決定的だったからである。

まず財務長官ウィンソンは、減税は専ら戦時経済から平時経済への移行を円滑にし、併せてデフレを防止するという限度に限られるべきであるとの観点から超過利潤税の廃止と消費税減税のみを提案し、ナットセン主張の二〇%一括所得税減税には強く反対した。この超過利潤税廃止案を財界は大歓迎したが、民主党多数の下院歳入委員会はむしろこれに批判的で、超過利潤税は税率を六〇%に引き下げて四七年一月迄存続させ、他のいくつかの法人課税を整理する他に、付加所得税率の引き下げによって低所得者減税を図るべきであると主張した。これについても民主党や共和党の反乱分子は減税幅が専ら企業や富裕者に厚く低所得者に不十分であるとして猛反対したが、結局下院本会議は歳入委員会の提案を可決した。ところが上院財政委員会は専ら企業減税に腐心するのみで、超過利潤税の即

時廃止と法人税率の引き下げ、個人所得減税の上積み、消費税減税の縮小を骨子とする法案を作成した。この法案に対しては当然のことながら労働界や一般大衆から富裕者減税であるという非難が統出し、上院本会議でもコナリーやオマホニーらが法人利潤規制手段としての超過利潤税の存続を主張したが、上院はこの法案を簡単に可決した。遅れて演壇に登った若きフルブライトは、エックレーズ理論に依拠しつつ超過利潤税支持の熱弁をふるったが、時すでに遅く、両院協議会は驚くほどの早さで超過利潤税の廃止を決めてしまった。この四五五年法による減税額は九〇億ドルであったが、そのうち五二億ドルは法人に、三八億ドルが個人に配分された。議員の大部分はインフレに対する配慮をすることで歳入と歳出の間の簡単な算術さえせず、専ら企業減税によって景気が促進されると素朴に考えていたのである。時あたかも「正常への復帰」の時であり、メロンが歴史の博物館より生還したのであった。

翌四六年は税法上は特に見るべき事のない年であった。トルーマンも例によってインフレへの防衛と公債償還に伴う赤字補填を理由に減税を提案しなかった。むしろこの年注目されるのは雇用法の成立である。この法案は最初「完全雇用法」案となっていたが、行政府の経済・企業への極度の介入をおそれる保守派の反対に会い「完全」の文字が削られて成立したものであった。この法律は特定の施策を定めたものでないが、失業の減少を含めて経済状況を適正に保つ第一の義務が政府にあることを承認した点で、財政政策理論史上、重要な意義をもつものであった。

さて翌四七年こそはトルーマンと共和党議会の激突のクライマックスであった。先年一月の総選挙で一四年ぶりに議会の主導権を握った共和党は、減税論者ナットセンを先頭にトルーマンに挑戦してくる。しかし税法案の方は、大統領の拒否権を乗りこえて成立した反労働者立法タフト・ハートレー法ほど都合よくいかなかった。

まず議会は消費税法を制定し、四三年法によって一〇—二〇%引き上げられた消費税法の延長を決めた。しかし財界の減税要求は日に日に強く、共和党も選挙公約の実施に着手した。その旗手は新歳入委員長ナットセン (H. R. Knutson) であったが、彼の提案は極めて単純で個人所得税を一律二〇%引き下げるといったものであった。トルーマンは赤字補填を、また民主党は富裕者減税を非難の根拠にこの提案に反対したが、公聴会には、この法案支持のためにかつての民主党の財務次官マジールとヘインズが登場するという政治的引き廻しがおこなわれた。民主党歳入委員はこのゴリ押しに強く反撥し「法案は」差別的な政治的便宜の寄せ集めである」との少数意見書を発表してこの提案を非難し、下院本会議でも同じ論争のパターンが繰り返されたが、結局このナットセン案は二七三対一三七で可決され、上院に送られた。財政委員会は強い反対を軟らげるべく、高所得者の減税部分を多少低所得者にまわすとともに免税点を引き上げ、また減税の実施時期を四七年一月より六月に延期するという法案を作成した。本会議ではフルブライト、マクレラン、ルーカ

スらが所得分割規定の導入を求める⁽¹⁾。六月一〇日に予想される巨額の歳出法案の審議の日まで減税法案審議を延期すべきことを主張したが果さず、財政委員会案は可決された。両院協議会では直ちに妥協が図られ、協議会案は両院で民主党の猛反対にもかかわらず可決された。かくして残る最後の反対者はトルーマン大統領だけとなった。トルーマンは、そこで税制史上、二度目の拒否権行使したのであるが、その理由は「この法案は悪しき時の悪しき減税を示すものだ。インフレの圧力が続いているということを示す十分な証拠がある。現時点での減税はこれを増大させよう。〔中略〕租税制度の調整は、公正で公平な救済を設けるべきである。〔中略〕法案はなほだしく不均衡に高所得層の税を減少させるものである。優れた減税法案とは低所得集団により多くの救済を与えるものである⁽²⁾。というものであった。世論は概してこの拒否権行使に同情的で、下院はわずかに二票差で拒否権を取消することができず、結局これを甘受することにした。

しかし物語りは終わらない。面目をつぶされたナットセンは、拒否権行使より僅かに八日後に、先と全く同じ内容の減税法案を、実施時期を半年遅らせるだけに修正して提案した。議会の反応は早く、またたくまに法案を可決し大統領に署名をせよとした。しかしトルーマンは再び拒否権行使した。ナットセンの怒りは頂点に達し、下院は大統領の拒否権を伝えるメッセージを受領したその場で拒否権無効の議決を行った。しかし上院の三分の一はトルーマンを支持し、ナットセンは再び敗れたのである。

こうして財界・共和党の欲求不満は頂点に達していったが、翌四八年に至っても景気は依然として活況であり、インフレ傾向が強く、減税はいつこうに必要でないようにみえた。しかし時あたかも大統領選挙の年であり、トルーマンとしても戦時税制の何らかの手直しを考えざるをえなくなった。こうしてトルーマンは四八年の年頭教書で、公債償還のための財政剰余がインフレ防止の強力な武器であることを強調した後、低所得者救済のための納税者本人・扶養者に対する四〇ドルの税額控除の設置を提案したが、その対価として超過利潤税の再導入を主張し、議会と財界にショックを与えることを忘れたのである。しかしこれによって減税運動は拍車をかけられ、議会は大統領の提案を全く無視して法案作成にかかった。ナットセンはトルーマンの提案をはるかに超過する減税案を作成したが、今回は富裕者減税の非難をかわすために、法案に先年来民主党の主張してきた所得分割、標準控除、各ブラケットの段階税率の引き下げなどの規定をたっぷり盛り込んだ。財務省は減税幅が大きすぎることを、所得分割や標準控除の引き上げが高所得者に有利であり、全体として富裕者減税であることを理由にこの法案に反対し、商務省も現在の好景気のもとの大幅減税はインフレを招くとしてこれに反対したが、ナットセンに牛耳られた歳入委員会もナットセン提案をそのままに可決し、下院本会議も同様であった。上院財政委員会は大部分を承認したものの減税額は七〇億ドルから四七億ドルに縮小し、それを上院本会議に送った。しかし上院本会議で、

今度は、前歳入委員長ジョージと常に少数派のルーカスが共和党支持に廻つたために、コナリーとオマホニーが反対派を糾合して、法人課税の強化、超過利潤税の導入などを主張しつつ果敢に闘つた。しかし所詮多勢に無勢、反対派は一一対七八で敗れ去つた。トルーマンは今度も、不公正で時期を誤つた政府所得の減少は、我々の経済と財政の健全さを全く軽視するものだとして拒否権を行使したが、議会は今度は彼の声に全く耳をかさず、殆んど審議することなく拒否権取消の議決をおこなつた。こうしてナットセンの宿願は遂に達成されたのである。この四八年減税法は五〇億ドルと額が巨大である上に、従来より様々に主張された特別措置をふんだんに盛り込み、さながら「先年来描かれてきた数多くの減税要求を含んだ政治的クリスマスツリー」⁽¹⁸⁾であつて、累進税構造を大きく腐蝕するものであつたのである。

このように、この四八年法は、財政政策的観点からは極めてナンセンスなものであつたのであるが、四八年秋に予期せぬ景気後退がおこつた結果、逆に景気後退を緩和するのに機能することになり、予想外の効果を發揮したのであつた。

しかしトルーマンも、インフレ防止と莫大な軍事関係支出に伴う赤字補填を名目とする増税の望みを、仲々断念しなかつた。即ち彼は四九年一月の年頭教書でニューデイルの衣鉢をつぐフェアデイルを提唱し、その財源に充当するべく法人税、中高所得者に対する所得税、遺産・贈与税の四〇億ドルの増税を提案した。しかしおりから景気後退期であつたこともあつて再び議会の支配権を握つた民主党もこれには乗つてこず、この提案はお流れになつた。ドートンやジョージは人々が増税を望んでいないことを察知し、むしろ支出の削減を主張したのである。翌五〇年一月トルーマンは再びフェアデイルを手直しするとともに、その財源にあてるため、法人税、遺産・贈与税の一〇億ドルの増税、小売税、運輸通信税の減税、減耗控除制度の改正、慈善・教育団体への寄付による抜け穴の封じ込めなどを提案してきた。この提案は全体に不評で、民主党の支配する歳入委員会もあまり乗り気ではなかつた。しかしともかくも歳入委員会は、行政府提案のあちこちを修正し、増税額も一一〇〇万ドルに縮小した法案を作成し、下院本会議に提出した。本会議で、審議が開始された。だがこの時、思いがけない事件が勃発し、この法案の運命は全く變つてしまつたのである。

(一) 四六年租税調整法の審議経過とその内容については、Paul, op. cit., pp. 398—406; Ratner, op. cit., pp. 522—523. を参照。

(二) この点で、彼はむしろ伝統的な均衡財政論者であつたと評価することのできるだろう (Stein, op. cit., p. 207.)。

(三) Holmans, op. cit., pp. 48—49; Studanski & Krooss, op. cit., pp. 470—471.

(四) 資本株式税と(公表)超過利潤税の二種がこれに含まれる。この二税については本稿(二六卷)三号一六五頁註(一)参照。

- (5) 連邦準備局長のエックレーズの主張は、戦時中の物資・物価統制がすべて廃止された現時点で超過利潤税を廃止するのは価格統制の重要な手段を失うことを意味し、また救済の必要でない大企業を利するのみであつて、これら企業は超過利潤税によつて何らその活動を妨げられていない、というのであつたが (Paul, op. cit., pp. 411-412.)、フルブライトもむしろ均衡財政を維持するとの観点から「この重大時における最も分別ある選択は、供給が必要により一層均衡するまで、また均衡予算への方法がある時まで、減税を延期すること」であり、「歳入が重大な危機に直面している時に、政府の費用で、少数の財政的にも強力な法人に、還付も含めて、利益を供与すること」ではない、との主張を繰り返した (ibid., p. 419.)。
- (6) これら減税論者の論議と評価によつては、Stein, op. cit., pp. 214-220. 参照。
- (7) この四五年減税法の審議経過とその内容によつては、Holmans, op. cit., pp. 45-46; Paul, op. cit., pp. 406-421. を参照。
- (8) 四六年雇用法の審議経過とその内容によつては、Stein, op. cit., pp. 197-206. が詳しく、他に Kimmel, op. cit., pp. 237-240; Paul, op. cit., pp. 448-453. など参照。
- (9) 共和党と民主党の勢力比率は、下院歳入委員会が一五対一〇、下院本会議が二四六対一八八、上院財政委員会が七対六、上院本会議が一五対四五で、すべて共和党が多数であつた。cf. Holmans, op. cit., pp. 58-60.
- (10) 但し、二〇%減税が適用されるのは課税純所得が三〇万二四〇〇ドル以下の納税者のみであつて、それ以上の高額所得者に対する減税幅は、最高課税純所得が一〇億ドル以上の納税者に対する一〇・五%にまで通減することになつてゐる (Paul, op. cit., p. 456.)。
- (11) 「法案は」差別的で政治的便宜の寄せ集めであり、公正でも、タイムリーでも、健全でもない。それは充分な歳入も生むまい。それは現時点では労働インセンティブも投資インセンティブも促進せず、インフレーションと経済的不安定に寄与しよう。その広範囲な消費市場に対する貢献は、低所得層以上に高所得層の可処分所得を増大させることである。それは所得税法の執行をより一層困難にし、源泉徴収システムを混乱させ、紛糾させ、納税者を当惑させ、必然的に所得税申告書を一層複雑にするだろう (Paul, op. cit., pp. 462-463.)。また下院本会議でサブス議員が発言したところによれば、六〇億ドルの減税額のうちの六〇%は納税者の四%にすぎない富裕者に、残りの四〇%が九六%を占める中、低所得者にゆくことになるのであつた (ibid., p. 464.)。
- なお、この減税法に対する賛否両論は、Holmans, op. cit., pp. 83-173. に要約・整理されている。
- (12) この所得分割規定は、夫婦財産別産制と共有制の州との間の税負担の格差を是正するために、ルーカス議員によつてまず上院

財政委員会で主張され、そこではフルブライト議員とベッパ議員がこれを支持し、サリーとポールが参考意見を述べた (ibid., p. 486)。しかし財政委員会は、配偶者に対する五〇〇ドルの所得控除を定めた下院案をそのままに可決したために、ルーカス議員が再び同規定の導入を求める修正案を上院本会議に提出していた。しかしそれでもこの提案は、夫婦財産制をも含めた税法の一般的改正であるので、次回以降の検討に廻すのが適當であるという理由で否決された (Holmans, op. cit., pp. 78—79, & n. 5; Paul, op. cit., p. 470.)。

この所得分割規定は、富裕者を優遇するという非難にもかかわらず、翌四八年法に定められることになった。フルブライト、ルーカスらの進歩派議員が、州際間の税負担格差を是正するためとはいえ、この不合理な規定に固執した理由は明確ではない。なお、この規定を批判するものとして Ratner, op. cit., p. 524; Stein, op. cit., p. 209; Strayer, Fiscal Policy and Politics pp. 63—64, 231—232.

(13) 向山・前掲書「一六七—八頁」Holmans, op. cit., pp. 472—473; Studenski & Krooss, op. cit., p. 472. トルーンは一般的な所得減税よりもむしろ、課税最低限水準、消費税、遺産・贈与税、法人税など税制全般にわたる見直しを主張した (Paul, op. cit., p. 473.)。

(14) 未成立に終わった四七年法案の内容と審議経過については、向山・前掲書「一六七—八頁」Holmans, op. cit., pp. 60—61; Paul, op. cit., pp. 453—478; Studenski & Krooss, op. cit., pp. 471—472. を参照。

(15) 但し Strayer, op. cit., pp. 473—474. は、大統領の低所得者減税案もインフレを招来する恐れがあると述べ、税負担の公平とインフレの防止という両目的の達成がさほど簡単にゆかないことを指摘する。

(16) この四八年減税法の審議経過と内容については、向山・前掲書「一六七—八頁」Holmans, op. cit., pp. 85—96; Paul, op. cit., pp. 478—501; Ratner, op. cit., pp. 523—524; Stein, op. cit., p. 208; Studenski & Krooss, op. cit., pp. 472—473. を参照。

(17) Strayer, op. cit., p. 56.

(18) Ibid., p. 63.

(19) Holmans, op. cit., pp. 97—100; Ratner, op. cit., p. 524; Stein, op. cit., pp. 217—220; Studenski & Krooss, op. cit., p. 474.

(20) 向山・前掲書 一六八頁、Holmans, op. cit., pp. 103—110; Paul, op. cit., pp. 522—531; Studenski & Krooss, op. cit., p. 474.

(21) 詳細は、Paul, op. cit., pp. 538—540. を参照。

(22) 以上の経過については、向山・前掲書 一六八頁、Holmans, op. cit., pp. 124—126; Paul, op. cit., pp. 537—553; Studenski & Krooss, op. cit., p. 474. を参照。

三 一九五〇年六月二四日、突然、朝鮮戦争が勃発した。アメリカは直ちに国連安保理事会緊急会議にはかり、アメリカ軍を朝鮮に派兵することを決定し、ここにアメリカの介入が開始された。⁽¹⁾

さて、先の五〇年歳入法案は、下院本会議で戦争勃発後の三日後に可決されたが、もはやこの法案が全く役に立たなくなったことは明白であった。そこで上院財政委員会はトルーマンの二度の要請に基づいて大型増税法案を作成し、上院本会議に送った。しかしこの中には超過利潤税の導入が含まれていなかったことから進歩派議員の不満が強く、特に超過利潤税の導入を求めるオマホニー・コナリー修正案や、ハンフリー議員の提出した包括的修正案をめぐって激しい論議が交されたが、結局すべての修正案は否決され、原案がそのままに可決された。下院は直ちに上院案をうけいれることを決定し、九月二二日に、まず三つの戦時税法のうちの最初の法律が成立した。この増税法によって、個人所得税率は二〇—一九％に、法人税率は四五％へと再び第二次大戦時の水準に引き上げられ、更に各種の消費税の増税が図られた。⁽⁴⁾

しかしこれは序曲であって、本番はいうまでもなく超過利潤税の導入をめぐる論争の到来であった。財界は一貫して企業重課を招く超過利潤税の導入に猛反対し、例によって消費税増税を主張していたが、大統領も超過利潤税にはあまり乗り気ではないようにみえた。しかし秋に中華人民共和国の反撃によって戦況が悪化するや、やむなく、法人税の増税と超過利潤税の再導入に踏みきった。議会は今回も迅速に対応し、共和党の反対を押し切って、法人税率を四七％に引き上げ超過利潤税を再導入することを定めた第二歳入法案を、翌五一年早々に成立させた。⁽⁵⁾

しかし戦況は容易に好転せず、遂に全歳出の半分を占めるに至った軍事支出の資金源を調達するための増税がまたしても必要となった。そこでトルーマンが、経済の直接統制の強化とともに増税に耐えることを国民に求めたのが、一九五二年二月二日の特別教書である。この教書は、主として個人所得税を中心に、法人税、消費税の増税を主張していたが、同時に鉱山・石油会社に対する過少課税、

遺産・贈与税、キャピタル・ゲイン課税、保険会社課税、免税団体課税などの抜け穴の改善をも強く主張するものであった。この大統領プランに乗った増税法案は共和党議員のひとしきりの非難をくぐって下院では簡単に可決されたが、増税額は大統領の望む一〇〇億ドルから七二億ドルに削られた。しかも上院財政委員会は、法人・富裕者に対する課税を次々に緩和し、種々の特別措置を設け、その額を更に五二億ドルまで引き下げてしまった。そこでトルーマンは上院本会議開会に先立ち、赤字補填のために、何としても当初の予定どおり一〇〇億ドルの増税が必要であること、所得税や超過利潤税の実効性を毀損するような改正には反対であることを力説し、議会の再考を求めた。かくして上院本会議では、増税や抜け穴防止のための修正案が、ハンフリー、ダグラス、オマホニーなどの進歩派より次々と出されることになり、本会議の審議は渋滞した。しかし増税額は更に引き下げられたものの抜け穴だらけの財政委員案は、九日後に本会議で可決された。ところが両院協議会での調整がはなはだ難航し、第一回協議会案は下院によって否決されるなどの予期せぬ事態があったが、ようやく増税額を五六・七億ドルとすることで調整がつき、下院がかるうじてこれを可決したことになる。五一年法は成立した。

この五一年法は妥協の産物であったから、誰をも満足させることができず、政治的なゆきづまりを助長するだけになってしまった。まずトルーマンは緊急支出に備えるための早期可決を望んだにもかかわらず、さんざん待たされ、当初の予定額の半分の税収しか手に入れることができなかつた。財界は、支出を削減することなく増税が実現されたことに立腹し、また進歩派は、富裕者に課税することによって容易に増税を達成することができるのにそれをせず、しかも抜け穴だらけの低所得者取奪法であるという点に大きな不満を表明した。確かに五一年法は巨大な増税法であった。しかしハンフリー議員が長大な熱弁をふるって明らかにしたように、抜け穴の増加ばかりが目につき、しかも進歩派議員の要求した配当に対する源泉徴収規定の不採用によって配当に対する課税漏れを大幅に助長するなど、従来よりある税務行政の極端な不平等をますます増大させ、納税者の不信を更に強くするものだったのである。後述するように朝鮮戦争時の増税の犠牲を集中的に強いられたのは個人納税者であり、法人税は特別償却制度の復活にみられるように軽減されていた。公平課税や課税最低限を無視した大衆課税の上に、朝鮮戦争税制は成り立っていたのである。

トルーマンの租税政策は、しかし財政政策的観点からは、全体として妥当であつたというのが今日の評価である。彼はまず第二次大戦直後の大減税に反対し、また朝鮮戦争時には大幅増税をたえず主張した。これは歳入減による赤字発生を恐れるという点では、むしろ古典的な均衡財政論者に近いものであるが、巨大な支出増に伴うインフレの危険を防止し、景気過熱を鎮静させる上では効果があつた。また増税の際にはたえず構造的な所得税・法人税・遺産・贈与税の改革を提唱し続け、富裕者課税の実現と抜け穴の防止に努力し

た点も、実際には殆んど実現の可能性はなかったものの、ニューディールの伝統をまがりなりにも継受しようとしたものと評価することができらるであらう。

- (1) 一般的に、有賀貞『アメリカ政治史(一七七六—一九七二)』二四三—二四八頁、齋藤真『アメリカ現代史』(世界現代史三二一巻)二四〇—二四六頁。
- (2) トルーマンは、教書の中で、強力な経済統制を実行するための信用・物資・賃金統制権限の賦与の他に、インフレを防止するために強力な財政政策、特に増税が主たる武器であることを説き、消費税減税の延期、法人税の四%増税、個人所得税の四四年水準への復帰の三点を具体的に提案したが、超過利潤税導入はそこに含まれなかった (Holmans, op. cit., pp. 134—135; Paul, op. cit., pp. 554—556.)。
- (3) 超過利潤税の導入をめぐるのは、ジョージ上院財政委員長とオマホニー上院議員との間に、巨人の戦い^①が展開された。ジョージは、十分な考慮なく、また公聴会を開かずして超過利潤税を導入することは不可能であることを主張したが、オマホニーは、繁栄を続ける企業から歳入を調達するために、またインフレ退治の手段として超過利潤税が不可欠であることを主張して譲らず、ようやくジョージ・ミルキンの提出した、超過利潤税を五〇年一月一日に遡って導入するための専門委員会を歳入委員会・財政委員会に各々設け、早急に報告書を議会に提出するとの修正対案が、四二対三八、棄権一八で可決されて、この問題にはけりがついた(賛成票の多くは共和党と南部の民主党保守派であった)。またハンフリー議員は、委員会案は抜け穴をそのままに低所得者の税負担をのみ増大させるものと批判し、詳細な修正案を提出するとともに、七時間にわたる熱弁をふるったが、これら提案はすべて否決された (Holmans, op. cit., pp. 137—138; Paul, op. cit., pp. 558—567.)。
- (4) 五〇年法の審議経過と内容については、Holmans, op. cit., pp. 133—140; Paul, op. cit., pp. 554—571; Ratner, op. cit., pp. 524—525; Studenski & Krooss, op. cit., pp. 489—491. を参照。
- (5) この超過利潤税に対しては、導入に反対する右派と、内容が緩やかすぎるとする左派の双方からの批判があった。この五一年超過利潤税法の審議経過と内容については、Holmans, op. cit., pp. 142—148; Paul, op. cit., pp. 571—585; Ratner, op. cit., pp. 525—526; Studenski & Krooss, op. cit., pp. 491—492. を参照。
- (6) 連邦歳出に占める軍事費の割合は五一年—五四年の間に著しく増大し、五一年度には直接軍事費だけで四七%、五二年度には六

四%、五三年には五九%であった。またそれに公債利子などの間接軍事費を加えると、広義の軍事費は八〇%をこえたといわれる(向山・前掲書、一九九頁)。しかしこの巨額な支出が巨大な需要を促し、合衆国の好況を維持させたのである(小松・前掲書一三八—二四四頁)。

(7) 彼は①財政均衡の維持、②防衛費を将来の世代に残さずに公平に負担する、③インフレの防止を高税負担実現の理由とし、低所得者よりも高所得者への課税、法人税の一層の増税、生活必需品への消費税課税の回避などを一応主張した(Paul, op. cit., pp. 593—594.)。

(8) 今回も左派の指導者はハンフリーであり、彼は財政委員会案を、下院の達成した増税を減少させ、抜け穴を防止するどころか不当な特権を拡大し、多数の人々の負担で少数の者に新しい抜け穴を開くものだと非難し、一日半に渡る反対意見をぶった。(Ibid., pp. 615—616.)

(9) 五一年法の審議経過と内容については Holmans, op. cit., pp. 156—179; Paul, op. cit., pp. 593—626; Ratner, op. cit., p. 526; Studenski & Krooss, op. cit., pp. 492—495. を参照。

(10) Holmans, op. cit., pp. 178—179. 五一年法はこのように経済理論抜き政治的妥協の産物であり、マジールによれば々おそく歴史上最底の税手段であった(Paul, op. cit., p. 621.)。

(11) この点については Strayer, op. cit., pp. 71—72. を参照。

(12) この点については後述するが、もしあたり、向山・前掲書、二〇一—二〇二頁を参照。

(13) Cf. Heller, "Appraisal of the Administration's Tax Policy," 8 Nat'l Tax J. 12, 15—16, n. 6, 25 (1955); Holmans, op. cit., pp. 128—131, 190—191; Ratner, op. cit., p. 527.

四 朝鮮戦争は一九五三年七月二七日に休戦となった。それより先五三年一月からは、既にアイゼンハワーが二〇年ぶりの共和党大統領に就任していたが、人々がアイクに期待したのは改革や進歩ではなく、全体的な保守化傾向の中での平穏と安定、それに巨大な行政府の干渉によらない繁栄への夢であった。

アイゼンハワーは共和党の大統領として、①赤字を減少させ、予算を均衡させる、②巨大な防衛経費の見直し、③インフレ脅威の規制、④公債償還期間の長期化と長期投資への転換、⑤減税の早期実施、⑥市民イニシアティブを強化するための建設計画の作成、など

を政策として掲げた。⁽⁵⁾しかしもはや巨大な管理社会の中核と化した行政府の役割とそれを支える歳出規模をメロンの時代にまで逆行させることは不可能であった。アイゼンハワーはそれほど頑迷な保守主義者ではなかったし、またそれ故に、富裕者減税を別として、財政均衡、公債の長期化、インフレの防止、のいずれの政策目標も達成することはできなかった。⁽⁶⁾

しかし幸いなことに、この間、五七—五八年の時期を除き本格的な不況なしの繁栄が継続したことから、アイゼンハワーも大きな失敗をせずに済んだのである。

まず議会の支配権を再度握った共和党のなすべきことは、四七年の時と全く変わらず、例によって戦時所得税率の一括引き下げであった。但し今度のスポンサーは、ナットセンではなく長老リード歳入委員長である点が異なっていた。しかし案に相異して大統領アイゼンハワーは、支出削減を伴わない減税はインフレと赤字増大を招くという理由からこの提案に消極的で、五三年五月には、逆に既に日程の定まっていた超過利潤税の廃止・法人税率の引き下げの延期を議会に求めてきた。超過利潤税は既に先年来より五三年六月に自動的に廃止されることが決まっていたから、この提案は共和党大統領としては大きな決断を要するものであったといつてよい。アイクは財界とリード歳入委員長の反対を無視してこの提案の承認を議会にせまったのである。しかしこの勝負は裏目に出た。休戦に伴う軍事支出の削減が、在庫調整による不況を引き起し、政府の決定は不況を長びかせる要因となったからである。そこで大統領もやむなく赤字財政下の減税を実施することに賛成し、ようやく五三年減税法は成立したのである。この五三年法による減税額は六〇億ドルで、超過利潤税の七月一日からの廃止、個人所得税の戦時増税分の五四年一月一日よりの廃止、同じく増額法人税の五四年四月一日からの廃止、その他幾つかの消費税減税がその内容であった。⁽⁷⁾結局アイゼンハワーの景気政策判断は適確を欠き、むしろ不況を長びかせることになったが、休戦に伴う自動減税が幸いし、景気は直ちに回復に向つたのである。⁽⁸⁾

さて、翌五四年こそは、議会・行政府を支配した共和党と財界の積りに積つた税制への不満を一気に解消すべき年であった。アイゼンハワーは五四年年頭の予算教書で、税制改革の目標を、①特に日につく不公正の減少、②生産と成長に対する重大な制約の減少、③投資の促進、④税法の簡素化の四つとしたが、特に財界の不満は投資に対する重い課税に集中していた。従つて税制改革の中心目標は、減価償却控除の拡大、外国源泉事業所得に対する課税の緩和、受取配当控除の新設などの投資優遇税制の確立と、富裕者・大企業減税に向けられたのである。⁽⁹⁾折から不況の真最中であり、これらは景気回復のカンフルにもなりえた。しかしこれらのプランはむしろ好・不況とはさしたる関連もなしに作成された、素朴な共和党哲学の実践にすぎなかつたのである。⁽¹⁰⁾民主党は、これら共和党の景気対策・租税政策を「無策政策」⁽¹¹⁾「滴下説」の再来として批判し、特に目前の不況に対する早急な対策として、低所得者免税点を引き上げ

消費者の購買力を増強すべきことを強く主張した。⁽¹¹⁾ 五四年法審議はこれら民主党員の反対にあって若干遅れたが、結局、反対派は受取配当控除の若干の修正と多少の消費税減税以上のものを、克ちやることはできなかった。⁽¹²⁾

この五四年法は、なるほど子女世話費控除・退職所得控除の新設や医療費控除の拡大によって、若干の低所得者を救済したが、その中心はいうまでもなく投資家・企業向けの受取配当控除・初期償却の新設であり、所得税構造の全体の機能を無視し、特定の特別措置の導入によって景気変動にたち向えるという素朴な共和党の哲学が、そこに顔を出しているのである。⁽¹³⁾

結局アイゼンハワーは、それ以降、赤字発生を恐れるあまり、遂に減税を提案しなかった。特に五七年夏から五八年末にかけての不況は深刻で、急速な景気対策、殊に所得税減税をすべきだといふ多くの助言・勧告があったにもかかわらず、アイゼンハワーはそれを無視し、軍事費をわずかに増額しただけであった。また六〇年の不況時にも既定の支出プログラムの実行以外には積極的な手を打たず、逆に六一年の教書では、赤字縮減のための支出削減さえ主張したのであった。⁽¹⁴⁾ かくしてアメリカ経済は冷却化してしまい、それが六〇年の大統領選挙での共和党の敗北を導いてしまったのである。⁽¹⁵⁾

- (一) Strayer, op. cit., pp. 82—85; Holmans, op. cit., pp. 196—199; 有賀・前掲書、二四八—二五〇、二六〇頁。
- (二) Studenski & Krooss, op. cit., p. 523. 彼は、政府と国民との関係ではリベラル、経済問題に関しては保守的な「ダイナミックな保守主義」を現代共和思想を一応公言していた。しかし彼の足を引っぱったのは財務長官ジョージ・M・ハンフリーで彼は、相も変わらず均衡財政、公債の償還、政府支出の削減と(特に富裕者に対する)税負担の軽減を信奉する、メロンの生きうとしてあった (ibid., p. 522.)。
- (三) 共和党政権になっても、三〇年—四〇年代に築かれた経済運営の基調には殆んど変化がみられなかったというのが、論者の一般的な評価である。 Cf. Kimmel, op. cit., pp. 248 et seq.; Stein, op. cit., pp. 281—284; Strayer, op. cit., pp. 85—92.
- (四) Studenski & Krooss, op. cit., p. 524.
- (五) 五三年のこれらの事態の推移については Holmans, op. cit., pp. 203—206; Ratner, op. cit., pp. 527—528; Stein, op. cit., pp. 284—292; Studenski & Krooss, op. cit., p. 535.
- (六) この点については、ハートとケネン・前掲書、四八〇—四八一頁および同注(16)参照。
- (七) Studenski & Krooss, op. cit., p. 535.

- (8) Heller, op. cit., pp. 16—17; Stein, op. cit., pp. 300—301.
- (9) ハンフリー財務長官は、わく「租税改正法において最も重要なことは、新規企業が出発し、古い企業が近代化するのを助けるための貯蓄の投資を促進し、それが各人に、より一層の仕事と生活を創造するだろうということである。金銭を貯蓄する人に投資することを、また実業家が現在の不十分な機械設備をとりかえることを一層魅力的にするこの租税改正法の様々の特徴は、わが経済が成長し続けることを助けるものなのである。」と。実際減税予定額三七億ドル—四三億ドルのうち、企業・投資減税が三二億ドル—三八億ドルで、それ以外の個人所得税減税は五億ドルにすぎなかった (Heller, op. cit., pp. 13, 16.)。
- (10) Stein, op. cit., p. 301; Eisenstein, Ideologies of Taxation, pp. 86—88, 213—214.
- (11) Stein, op. cit., p. 302; Studenski & Krooss, op. cit., p. 535.
Heller, op. cit., pp. 23—26. も「一般減税を実施して購買力の増強を図らなければ、景気向上は望めないとして、」行政府の減税プランを全面的に批判してゐる。
- (12) 五四年法の審議経過と内容については Holmans, op. cit., pp. 223—235. が詳しいが、他に Ratner, op. cit., p. 528; Studenski & Krooss, op. cit., pp. 535—536; Stein, op. cit., pp. 300—302. などを参照。
- (13) この点については Heller, op. cit., pp. 18—26; Studenski & Krooss, op. cit., p. 536. をみられたい。ヘラーは「トルーマン政権の時代には、同じ特別措置を受け容れるにあたりても、課税の不公平と租税回避を防止するための種々の改革が試みられたのに対し、アイゼンハワー政権は課税の公平維持のために必要な手を全く打っていないことを指摘し、そこに両政権の性格の違いをみている (id., p. 25.)」。
- (14) 「もともと発足以来インフレの抑制を最大の政策目標としてきたアイゼンハワーの共和党政権にとって、五八—五九年の支出拡大と財政の赤字は不況圧力による一時的なやむをえざる譲歩にすぎなかった」(小松・前掲書、二五九頁) のであつて、政府は景気回復が始まると早速支出を削減し、五九年七月に予定された消費税・法人税減税も中止してしまつた。 Cf. Holmans, op. cit., pp. 273—295, esp. pp. 277—280, 285—287; Stein, op. cit., pp. 321—325, 333—335; 小松・前掲書、二五五—二六一頁。
- (15) Stein, op. cit., pp. 346—350, 367—371; Ratner, op. cit., p. 529.
- (16) Stein, op. cit., pp. 370—371; 小松・前掲書、二六一頁。

五 さて再び民主党の大統領として一九六一年一月、政権に就いたケネディ⁽¹⁾のなすべきことは、共和党政権下で既に七か月も続いている基調的停滞を打破し、単なる景気循環の調整以上に、アメリカ経済に成長と活力を与えるような積極的施策を構じつつ、同時にそれに附随するインフレを注意深く抑制することであった。⁽²⁾ ケネディはその難題を、サムエルソン、トービン、ヘラー、ハリスらの「ニュー・エコノミスト」達の叢智を結集し、概ね達成することができたのである。⁽³⁾

ところでニュー・エコノミストによれば、総じて消費よりも投資による景気刺激が重視され、そのために、財政支出による需要の増加よりも減税による投資の促進が特に重視された。⁽⁴⁾ その具体的手段が一九六一年四月に提案され、翌六二年より実施に移された投資税額控除と減価償却期間の短縮である。また一般的減税もニュー・エコノミストによつて全く異なった理念のもとに実行された。即ち従来の考え方によれば、減税は景気停滞の時に景気回復の手段としてなされるべきであり、景気が上昇期の減税は、インフレを促進するものとして回避されるべきであった。ところがニュー・エコノミストは、①景気上昇期における減税の中止は、経済上昇を阻止する、②税制のもつ「ビルト・イン・フレクシビリティ」は景気後退を緩和するが、逆に民間所得の成長の前に立ちほだかつて景気の回復を遅らせる、③税制は、自動的増収によつて民間経済から経済的な必需品を多く吸い上げ、拡大を阻止するという「財政的障害」状態をもたらすなどの理由から、タイムリーな財政的配当(減税・支出増加)をなすべきことを主張し、⁽⁵⁾ 一九六三年初期には、景気上昇期における大幅減税を提案したのである。

これらケネディ政権のとつた種々の斬新な政策は、必ずしも常に財界や保守派の賛成を得られず、その中で種々の軋轢が生じたが、とにかくケネディの提案した諸政策が実施されたことにより、アメリカは一九六一年の第一・四半期から六三年第三・四半期までの間に一四・一％というまれにみる国民総生産の高度な成長を達成し、更にそれを六九年第四・四半期まで維持することができたのである。⁽⁶⁾

次に以上の過程をより具体的に述べてみよう。

既に述べたように、ケネディが政権についた一九六一年一月は、共和党政権の厳しいインフレ防止政策のもとに成長率が鈍化し、高い失業率が慢性化したところであった。ところでケネディは、当初は政治的摩擦をさけるためにも、減税を積極的に打出すことはしなかった。彼が景気回復策として六一年に主張したのは、伝統的な金融緩和、投資優遇のための税制改革、それに公共支出の拡大であった。このうち第二の税制改革は、①投資額の八％の税額控除、②外国源泉法人所得への課税、③利子・配当課税の源泉徴収、④受取配当税額控除の廃止、⑤経費控除の厳格化(旅費・交際費課税強化)、⑥協同組合課税の強化などよりなり、六一年一月の教書で提案

されたものであった。この提案は下院ではかなり緩和されながらもどうか可決されたが、財政委員長バードは、これらの提案に全く冷淡で、①を除く大部分の提案を法案より削除してしまい、最終的に連邦議会で可決された時には、七%の投資税額控除と若干の経費控除の厳格化、保険会社・協同組合等に対するごく僅かの課税強化が実現されただけであった。⁽⁹⁾

結局景気刺激策のうちどうにか実施されたのは、学校・住宅建設、都市改造、失業手当などのための支出と軍事支出の増大のみであり、特にベルリン危機以後の軍事費の伸長が目を引くものであった。⁽¹⁰⁾このようにして、若干の福祉支出もさることながら、巨額の軍事費が、六一年の際にも不況克服の大きなテコとなったのである。⁽¹¹⁾

ところが既に述べたように、ケネディを囲むニュー・エコノミスト達は、単なる景気調整に満足せず、生産を拡大し成長を促進することにより、慢性的・構造的失業問題を一気に解決しようとした。そしてその切り札とされたのが、所得税の大幅減税だったのである。減税プランは政府内部では六二年五月頃より真剣に討議されていた。当初ケネディは保守的な議会の反応を考え、即時減税に反対した。しかしヘラー達の「教育」が進み、また支出による赤字よりも減税による赤字をうけいれる政治的状況が醸成してくるに及んで、遂に六三年一月二四日の予算教書で、減税と税制改革を大胆に主張したのである。⁽¹²⁾

ところが問題は更に残っていた。やっかいな問題は、減税と同時に税制改革を實行するか否かであった。ケネディは、景気刺激のため減税を速かに可決するために税制改革には消極的であった。しかしデロン、サリーらの財務省幹部や保守派に大きな影響力を有する下院歳入委員長ミルズが、税制改革を主張して譲らず、⁽¹³⁾どうか財務省の年来の要求である不公正税制是正のための改革案が、教書に盛り込まれることになったのである。

ケネディの一九六三年一月の税制教書は、かくして、法人税・個人所得税率の引き下げによる一三六億ドルの減税の実現、標準控除老齢者一律税額控除の新設、調査・開発のための機械・設備取得費控除の新設、所得の平準化、移転経費控除の拡大などの弱者救済と景気刺激措置、および配当税額控除と非課税規定の廃止、キャピタル・ゲイン課税の改善による三四億ドルの増収の実現などより成るものであった。しかしこれらすべての提案を、アイゼンハワー政権下の八三議会（五三―五四）以来最も保守色が濃く、財界本位の共和党と前世紀の遺物のような古い体質を温存させた南部保守派民主黨議員の支配する連邦議会在が、そのまま受け容れるはずがなかった。まず共和党は、減税に伴い軍事費を中心に歳出を削減すべきだという主張をもち出してきたが、何よりも非難の的は配当税額控除の廃止、キャピタル・ゲイン課税強化を中心とする税制改革の方であった。法案はまず下院歳入委員会にかけられ、三二に及ぶ改革項目の討議が延々九月まで続けられたが、⁽¹⁴⁾投資税額控除や減税控除の拡大により法人税減税は二五億ドル増大する一方で、改革による増

税分は三四億ドルから六億ドルにまで引き下げられてしまった。また減税額は一〇億ドルとされた。下院本会議はミルズらの説得に応じ、クローズド・ルールを採択し、審議開始の翌日の九月二十五日に減税法案を可決し上院に送った。ところが上院の最大の障害は、ミルズよりも一層頑固に節約と健全財政を誇りとする財政委員長バードであった。彼および財政委員会メンバーは、六四、六五年度の支出削減を楯に減税法案の審議を引き延ばし、一月に入りやっと公聴会を開始した後、翌六四年一月二十八日に報告書を上院本会議に提出した。上院本会議は、しかし大統領の要請に素早く対応し、二月七日には財政委員会案を可決し、二十六日には両院協議会で上・下院案の調整がおこなわれ、同日大統領の署名がなされた。かくて、もみにもんだ六四年法は成立したのである。但し改革による増収は僅か三億ドルであった。また、言うまでもないことながら、六四年法案に署名したのはケネディではなく、六三年一月二三日大統領に就任したジョンソンであった。

(一) ケネディ政権の経済政策・財政政策に関しては多くの文献があるが、ここでは主として次のようなものを全般的に参照にした。S・E・ハリス(松村訳)『ケネディ時代の経済』(一九六四年、サイマル出版会)、西川宏「ケネディ財政思想における経済成長政策の展開」(『経済学論叢』「同志社大」一七卷四・五・六号四〇三頁)、高橋利雄「現代米国財政論—ケネディ政権下の財政と経済」(『政経研究』「日本大」七卷一号九二頁)、内野順雄「一九六〇年代のアメリカの財政政策」(『大阪大学経済学』一八卷三・四号四三頁)、貝塚啓明「財政金融政策の方向」(『経済評論』一九七〇年九月号三四頁)、吉富勝「ケインズの積極政策の展開」(『経済評論』一九六四年一月号一三〇頁)。また租税政策に関しては、金子宏「アメリカにおける最近の税制改革について」(『アメリカ法』創刊号六五頁)、古米淑郎『第二次大戦後のアメリカ経済』第八章などが重要である。

(二) 「一九六一年、景気後退が回復に転じたとき、経済政策の照準を高くし、また、景気循環の下降上昇をならすことから経済のポテンシャルの持続的向上にその焦点を移しかえることが何にもまして緊急となった。政策の重点も景気の変動に合わせた調整努力から、成長の活力と展望にあわせた前進努力に向けられねばならなかった」(W・W・ヘラー(間野・小林訳)『ニュー・エコノミックスの経済理論』「七八頁、一九六九年、ペリカン社」)。また、「経済に刺激を与え、停滞を解消し、完全雇用を取り戻し、成長率を倍加しながら価格の安定を維持することは容易な仕事ではなかった」が、そのためには、税制上の投資刺激策、マシンの訓練、および再訓練政策、いわゆる「ツイスト」政策、貸金・価格のガイドポスト、後進地域の開発促進、科学的研究の振興その他の革新的施策が必要であった(同前・九二—九三頁)。なお、以上については、中屋健一編『ケネディの時代』(一

- 〇四—二一九、二二九—二三〇頁、一九六八年、東大出版会)の説明も参照されたい。
- (3) ニュー・エコノミックスに關しても多くの文献があるが、ここでは、まとまったものとしてハリス・前掲書、ヘラー・前掲書、リーキャッシュマン(塩野谷訳)『ケインズの時代—ニュー・エコノミックスの勝利』(一九六八年、東洋経済新報社)、ヘラー編(間野訳)『経済成長の戦略』(一九六六年、至誠堂)、フリードマンとヘラー(海老沢・小林訳)『インフレなき繁栄』(一九六六年、日本経済新聞社)、具塚啓明「ニュー・エコノミックスの理論構造」(『季刊理論経済学』一九七〇年四月号)などを参照。
- (4) 「一九六〇年代はじめのリベラルな民主党政の連動的な転換の例示として、消費よりも投資の重視、財政支出増加よりも減税の重視、需要拡大よりもコスト・価格の安定の重視、国内的考慮よりも国際的考慮の重視がそれぞれあった」(ヘラー・前掲書九七—九八頁)。なお、参照、中屋・前掲書、二一九—二三〇頁。
- (5) 同前、九八頁。なお投資税額控除については、金子・前掲論文、七〇—七一頁、飯岡透「投資税額控除と租税分配」(『駒大経済学論集』一卷三六—三九頁)、減価償却については、吉富・前掲論文、一三九頁、古米・前掲書、第九章、新井益太郎「アメリカ税法と耐用年数表」(『企業会計』一五卷三三—三九頁)、およびそこに掲げられた文献を参照されたい。
- (6) ヲラー・前掲書、八一—八三頁、Ratner, op. cit., pp. 530—531.
- (7) 中屋・前掲書、一〇四—一〇五頁、ハリス・前掲書、五一—五二頁、一六一—一六三頁。
- (8) Studenski & Krooss, op. cit., pp. 536—537; 金子・前掲論文、六九頁。財務省のねらいは、国際収支の改善と不均衡税制の是正であった(ハリス・前掲書、三七—三八頁)。
- (9) Studenski & Krooss, op. cit., pp. 537—538; 金子・前掲論文、七〇—七四頁。ハリス・前掲書、三八—三九頁によれば、③に対しては、それが単に脱税を防止するための改善でありながら、驚くほどの非難の投書が財務省に殺到し、また⑤に対しては旅費や交際費の恩恵を享受している利害関係人や実業家による反対のための大キャンペーンが行われた。
- (10) Stein, op. cit., p. 331; 古米・前掲書、三四頁。ケネディは最初はニューフロンティア実現のための支出拡大に熱心であったが、赤字や議会の反対を恐れて徐々に懐疑的になり、翌六二年には軍事費が巨額に達したために、リベラル派の批判を被りながらも、これら弱者救済のための支出を中止してしまった(ハリス・前掲書、一七〇—一七五、一八一—二頁)。 Cf. Stein, op. cit., pp. 389—395.
- (11) 小松・前掲書、二六三—二四頁。

- (12) 六二年中頃には減税を求める意見が大きくなって来たにもかかわらず、ケネディは、経済動向に確信をもてずに決断を引延ばし、多くの批判をうけた（ハリス・前掲書、五五頁）。しかし財界や議会が支出よりは減税の方を受け容れそうなことを知り、遂に減税に踏み切ったのである（同前、二五、三〇頁 Stein, op. cit., pp. 422—425.）。なお、以上の詳細な経過については、Stein, op. cit., pp. 395—425. を参照。
- (13) 財務省は大幅減税を不平等条項の改正によって取り戻すために、二年にわたる研究をおこなってきた。しかしケネディはむしろん政府内の経済学者達も、減税法案の審議が遅れることを懸念して、税制改革には反対であった（ハリス・前掲書、Stein, op. cit., pp. 425—426, 431, 437—440.）。またミルズが改革を主張したのは、法案の早期審議によって彼の委員長権限行使の機会が失われることをきわぶつたためとされる（Stein, op. cit., pp. 426, 428, 434—435.）。
- (14) この減税教書の内容については、近藤悦子「米国の減税路線—ケネディ税制教書」（『経済人』一七卷三号）、坂本俊造「ケネディ政府の減税・税制改革をめぐって」（『季刊調査と研究』二卷二号）、高尾豊造「ケネディ税制改革の反響」（『経済人』一七卷三号）、古米・前掲書「一八一—二頁 Peckman, "Evaluation of Recent Tax Legislation—Individual Income Tax Provision of the Rev. Act of 1964," 20 J. Finance 248 (1965). など」を参照。
- (15) 中屋・前掲書「一七一—七、八〇—八二頁、ハリス・前掲書「一〇—二頁。実際六二—六三年にケネディが提案した主要提案の二七のうち、成立したのは七件であった（ハリス・同前）。
- (16) Stein, op. cit., pp. 440—453.；古米・前掲書「一八一—一八八頁、金子・前掲論文、七〇頁。フォーチュン（六三年三月号）の「ケネディの租税計画は、減税と全く矛盾する歳出拡大政策である。租税は連邦その他の連邦の任務にあてるために徴収されているのであって、徴税も歳出も、経済を運営するための手段として使用されるべきではない」（ハリス・前掲書、六八頁）との主張が、その種の代表的意見といえる。
- (17) 政府はしかし、減税を早期に実現するために、二月下旬、早々と改革提案の方は引っ込めてしまった。結局、以後の改革はミルズらに委ねられたことになる。
- (18) Stein, op. cit., pp. 451—453. なお、六四年法の内容の詳細については、金子・前掲論文（アメリカ法）七〇、七四—七六頁を参照された。また配当控除については後に詳述する。
- 六 さいていよいよ物語りを締め括る時が来たようである。その後大統領は、ジョンソン、ニクソン、フォードと交替した。しかしそ

の中で、税制改革をめぐる論議はさほど重要な展開をみせず、従ってそこにはみるべきドラマもない。せいぜいジョンソン政権下で、社会福祉かベトナム戦争かをめぐって増減税の繰り返された点に注意を引く程度である。そこでここでは、ジョンソン政権下の租税政策を若干検討し、現代税制の変動をめぐるより複雑な討議過程の分析は、将来の課題として残しておきたいと思う。

ケネディに替って政権についたジョンソンは「偉大な社会」という野心的な目標を掲げ、豊かな社会の実現にむけて猛烈な活動を開始した。しかしこの貧困追放計画の足を引っぱったのが、いうまでもなく六六年以降本格化したベトナム戦争の増大と、軍事支出の増大に伴う景気の過熱、それに国際貿易収支の赤字などであった。そこでジョンソンは、景気過熱に敏速に対応できるような「伸縮的」財政政策を念頭に、増減税を実行することになる。

まず六五年に消費税減税がおこなわれたが、これは消費税の徴収費用、行政効率、記帳負担の改善といった制度改革と、更に好況を確実にするために購買力を増強し、景気を刺激することが目的であった。次に六六年には租税調整法が可決された。これはベトナム戦争の急激な展開とそれに伴う景気過熱、インフレの進展、赤字の増大に対応するために、六六年、六七年の二年のみを対象として増税を図らんとするもので、累進源泉徴収法の採用、大法人納税のスピード・アップ、自由業者社会保険税の分割納税、自動車税・電話税減税の延期の四項目よりなっていた。ところが六六年租税調整法の効果がいっこうに現われず、設備投資はますます過剰化する一方であったので同年には財界の猛反対を押し切って投資税額控除の一時停止が断行された。

しかし増大し続ける赤字を小手先で調整しながら「大砲もバタも」の政策を遂行することは、ジョンソンをもってしても不可能であった。そこでジョンソンは慎重に回避していた増税（具体的には個人・法人所得税に対する一〇%の付加税、法人税納税のスピード・アップ、自動車・電話税減税の再延期）を六七年八月に提案することになったのである。ところが、これは案の上、共和党はもとよりミルズを先頭とする支出規制論者の強い反撥をうけ、大統領と議会とで支出の規制と方法に関する了解がなされるまで増税法案の審議は延期されることになってしまった。六三―六四年当時と全く同じ問題が、ジョンソンを襲ったのである。結局ミルズによって九か月もたな上げにされた六八年法は、政府が六〇億ドルを六九年会計年度の支出計画より削減することで話し合いが一旦つき、審議が再開されたが、今度は歳出水準設定の特権を有するホマン歳出予算委員会小委員長との話し合いが難航し、ここでも最終的にはミルズの押す線と妥協が図られた。かくして一九六八年歳入歳出規制法は成立し、政府は法人・個人所得税の一〇%付加税導入を実現できたが、逆に政府支出計画の全般にわたって議会の厳しい管理をうけることになったのであった。しかしこれは一面では、無制限の赤字財政を経済成長のために推進してきた政府の財政政策が、支出規制・均衡予算の回復を主張する議会の主張に破れたことを意味し、同時にニュ

1. エコノミックスの敗北を示すものなのである。
 ジョンソンは、しかしこの六八年法が成立をみる以前の三月三十一日、同年の大統領選挙に出馬しないことを声明していた。一九六八年一月、ニクソンがハンフリーを破り、第三七代大統領に選出された。

(一) 以下の記述は、古米・前掲書、一八八—二二八頁(西川宏筆)を全面的に利用した。その他孤淵・前掲書、六八〇頁以下、小松・前掲書、二七二—二八六頁、榎原胖夫編『総合研究アメリカ⑤経済生活』(二八二—二〇七頁、一九七六年、研究社)、Ratner, op. cit., pp. 531—535. およびそこに掲げられた文献を参照。

第一節 法人—株主∨課税論議の新展開

第一款 法人税論の基軸転換

ここでは、戦後税制の具体的展開を分析する前に、戦後の法人税論を大きく規定している諸条件を分析し、しかる後に、戦後の統合論の特色を、これまでの総括も兼ねて分析することにした。この作業は、本稿の第二章と本第三章の橋渡しの役割を果たすことにもなろう。そのためには、戦前の法人税論議を最も良く示している論稿を分析し、それと戦後型の論議の対比を試みるのが最も便宜な方法の様に思われるが、ここでは前者の素材をステュデンスキーの一九四〇年の論稿⁽¹⁾に求め、その作業を行ってみたい。

(一) P. Studenski, "Toward a Theory of Business Taxation," 48 J. Pol. Econ. 621 (1940). なお、この論稿は後に Groves ed., Viewpoints on Public Finance, pp. 269—279. に収録されたが本稿では前者より引用する。また、吉国二郎『法人税〔理論編〕全訂版』九—一二頁の紹介も参照されたい。

一 戦前型法人税論議の総括—ステュデンスキーの企業税論

戦前にあって、法人課税の必要性和その論拠を、直接的且つ最も精神的に主張した論者の一人として、ステュデンスキーを挙げる事が許されるであろう。¹⁾そして彼の問題意識を最も良く示すのが、冒頭の次の様な文章である。

「過去半世紀又はそれ以上にわたり、この国では連邦及び州企業税 (business tax) 構造の相当に精巧な雑達をみた。現在組織されているこの構造は、不思議なことにかなるプランも持たず、その根底にある諸原理に合致していないということが、一般に承認されている。せいぜいそれは財政的便宜と断片的立法の無秩序な産物であって、その時々切迫した事情に応じて異つた時に導入され、異つた事業のタイプ又は同じ事業の異つた特性に適用される税法の多かれ少なかれ偶然的な混合物である。かくしてそれは、何が企業課税の公正なベースを構成するかという事に対する無数に異つた思考を反映し、その負担の分配という点で明らかに不公正である。

この関連を欠く、重複した、矛盾だらけの企業に対する連邦及び州税の混合物の中へ、何らかの秩序を導入すべき時期は到来した。かかる任務は、しかし企業課税の健全な理論の公式化を要請している。我々の課税文献は、特定の企業税賦課に起因する特殊問題については夥しい論議を交しているが、企業税が全体的に把握され、依拠すべき諸原理に関する根本的討議を殆んど含んでいない。なるほど大部分のアメリカ財政学の文献は、現行連邦及び州企業税を記述しているが、これら企業税の経済的・社会的な正当化 (justification) を問うことを殆んど完全に回避している。²⁾

以上より、ステュデンスキーが、何故法人税をも含む企業課税全体の原理原則の探求を強く主張するかが判明しよう。彼は従来の企業に対する課税が全体として依拠すべき統一的原理が存在せず、それが一九四〇年当時にみられる連邦税及び州企業税制度の混乱を招いているとみるのである。そしてその場合の彼のいう諸原理とは、企業に対する課税を正当化 (justify) するための社会的・経済的根拠なのであり、結局、ある特定の根拠に基づいて企業課税を正当化しようとする試みなのである。

そこで彼は企業課税の様々の根拠を詳細に吟味する作業に移るが、その前にはたして法人が、その構成員である株主、従業員、その他の消費者などより独立して課税の是非を論じられる主体たりうるか否かが問われなければならない。つまり法人擬制説の当否が論議されなければならないことになる。しかしその点に関してステュデンスキーは、

次の様に述べて、擬制説的主張を強く排する。

「しかしこの論議は根本的欠陥を含んでいる。それは近代企業税が、ビジネスマンの活動よりも企業体の経営 (Operation) に賦課されているという事実を考慮していない。またそれは、近代企業体が、大部分の点で、個人の人格と不可分の個別生産者の個人的冒險体ではなく、有機的単位とそれ自身の集産の人格を有する複合的組織又は集团的冒險体だということを見誤っている。またそれは、近代企業体が一般的に起業者、資本提供者、経営者及び従業員が集塊であつて、それに課される税は、単に起業者のみならずこれら総ての生産者の所得に影響を及ぼしうるといふことを看過している。その論議は、企業に対する税は實際はビジネスマンに対する税だと主張する点で誤っている」。

「近代社会における殆んど総ての生産は、近代資本主義の基本的生産単位である事業体の補助を通じて営まれている。〔中略〕近代企業体はその性質上 Impersonal な生産能力を有するのであり、その作動に参画する個人の人的生産能力と取り違えられてはならない。〔中略〕それは人間、機械及び原料、並びに政府及び社会全体の協働の有効な結合の結果である。その規模、経営の質、政府及びその他の環境よりもたらされる能力の性質などに基づいて、ある企業体は巨大な生産力を有し、他は小さな生産力を有する。企業体に対する税は、必ずしも各々の額に一致する訳ではないが、企業の集産的で Impersonal な生産力にまさに課せられるのであつて、資産の所有者、所得の受領者及び消費者として各々分離した能力を有する個人に課される税と混同されてはならない」。

ここで重要なことは、ステュデンスキーが企業に対する税は、法人その他の起業者、投資家、従業員、消費者などに対する税とは区分された法人それ自体に対する課税であるとしてゐる点である。つまりこの考え方は、個人所得税と（法人を含む）企業課税とは明確に別個の原理原則に基づき正当化され、運営されなければならないとする点で、従来に支配的であつた法人課税を個人所得税の補完的・第二次的課税手段とみることを、はっきりと拒否するものである。そしてそこには、二〇年代とは大きく異なつて、特にニューディール期に法人税負担と歳入が巨額に達し、またそれが種々の財政政策的、経済政策的機能を演じた以上、その意義を担税力理論に嚮導される個人所得税の範囲内

で説明することは実際にも不可能になったという状況の大きな変化と、既成事実の先行に対する理論上の対応関係が、示されているといえよう。

かくして法人課税は、個人所得税とは異なる根拠によって正当化されねばならないのであり、ステュデンスキーは、次にその詳細で精力的な探求に移るのである。さて、彼が従来より主張されてきた企業課税の独立の論拠として整理・列挙したのは、次の八つである。①特定タイプの企業に対して州より与えられる法律上の特権（法人格）、②同じく特定タイプの企業に対して州より与えられる特別のサービス、③すべての企業体に対して州より与えられる一般のサービス、④特定の企業経営に起因する社会的費用又は損失、⑤企業体により保持される *impersonal* な担税力、⑥公共の福祉（政府の一般的サービスの費用を、一般市民も価格体系を通して負担すべきこと）、⑦社会的便宜（巨大な歳入調達力と行政の容易さ）、⑧企業の社会的統制。

彼は、以上の諸説を多くの文献を引用しながら様々に分析し、各々の妥当性とその適用可能範囲を画定してゆく。

我々は、そこより従来の様々の法人税学説の系譜とその発展過程を詳細に学ぶことができる。しかし、本稿の当面の目標は、それら種々の学説の紹介自体にある訳ではなく、既に述べた様に、戦前型法人税論議の典型型をステュデンスキーに代表させ、それを戦後型論議と対比することにある。問題はそこで、分析の中味自体よりも、その論議の仕方、アプローチの仕方である。そうすれば、ステュデンスキーの法人税論の特色は、既に明らかであろう。彼にとって重要なのは、混乱した企業課税制度に理論的統一性を付与することであったが、それは企業に対する課税を正当化する論理上の根拠を探索することによって与えられるものであったのである。つまり、より直截にいうと、従来、伝統的租税学説として主張されてきた受益説、特権説、担税力説、社会的統制説などをアナロジカルに法人企業にも適用し、如何なる根拠に基づけば企業課税を正当化しうるかを探るものなのである。その結果、租税が実際に様々の要

因に規制されながら果している効果の分析よりは、より抽象度の高い、租税体系の「理論的」整合化が重視されているのであるが、ここではこれを伝統的財政学の手法に忠実であるという意味で、一応「伝統的」アプローチと名付け(8)ることができよう。

(1) グロウヴズは、ステュデンスキを「企業課税の最も率直な現在の支持者」とよんでいる (Groves, *Postwar Taxation and Economic Progress*, p. 22.)。また吉国・前掲書、九頁も参照。

(2) Studenski, *op. cit.*, p. 621.

(3) *Ibid.*, p. 623.

(4) *Ibid.*, pp. 623—624.

(5) そこで、次の様な連邦法人税制史に対する評価は、興味あるものである。「まず真先に、連邦法人税は極最近になって、やっと純粹に企業税の性格を帯びるに至った、ということに注意する必要がある。一九一三年の再導入以来二〇年以上にわたり、所得税の一部としての法人税は、その期間中、配当受取額に対しそれを普通税より控除することを認めていたために、一部は株主よりその源泉で個人所得税の一定割合を徴収する手段として機能してきた。一九三六年のこの控除の廃止によって、はじめて税は真正かつ完全に企業税の性格を帯びたのである。この条文の廃止は最大の幸運であった。というのは税はその導入以来の長い期間の後、完全なる源泉徴収手段として機能することを止め、税の眞の性格を考察する際の人々の思考の混乱に寄与することを止めたからである。この個人所得税からの法人税の分離はその本性上永久のものとしてされることが望まれる。いわゆる「未分配所得」と称される場合のごとく、株主よりその源泉で個人所得税のいくらかを徴収することが必要となっても、このことは法人税を全く巻きこまずになされるべきである」(*Ibid.*, pp. 621—622)。なお、この点については、既に簡単にではあるが言及した(本稿一、二四卷二二号一三四頁)。機能分離の理論上の可能性は、既に一九一九年以来与えられていたが、それが明確に認識され、かつ実現に移されたのが三〇年代以降であることは、疑いのないところであろう。

(6) *Ibid.*, pp. 623—640. その内容の多くは、既に我々に十分お馴染のものであって、特に紹介の必要もあるまい。彼によると、いずれの説もそれぞれ説得力を有するが、企業課税の一般的根拠となりうるのは③⑥⑦であって、①②④⑤はその適用範囲が限られており、特に⑧は規制分野があまりにも多種多様であるために、特に限定して適用されるべきであるということになる。

(*ibid.*, p. 641.) また連邦法人税については①③⑤⑦のみが適用可能であるという (*ibid.*, pp. 642—645.)。しかしそこで特に注目し得るのは、ステュデンスキーが通説(彼はグロウズ、ブロー、シャウプらをあげる)に反して、法人の担税力を原則として肯定する点である。いわく「企業体は所有者によって所有される担税力と別個の担税力を有しない、という考え方は合理的でない。近代企業は、通常極めて *impersonal* な性格を有し、企業の所有者は、極めて一般的に、個人的にもまたグループとしても企業の中に僅少の持分を有するにすぎない。各々の事業体は所得を稼得し、幾多の制約と負担に照らしてそこより税を支払う特有の能力を有している。この能力は、個人的に経営される企業を除き、所有者が彼の所得より税を支払う個人的な能力とは区別される。『人的担税力 (*personal ability to pay*)』の概念は、市民の政府の保持に貢献すべき市民の厳格な個人責任を確立し、市民の個人的な富の額や所得の受領額に負担額を明確に関連せしめつ彼の貢献の額を確立することが重要な時代に、導入された。この個人的責任を保持し、いくつかの税を個人的担税力に應じて割り当てるために維持することは、依然重要である。しかし政府の保持に貢献すべき他の種類の責任が我々社会に存在することを承認することが、同様に重要である。そしてその他の種類の能力は生産組織としての企業体によって所有され、*impersonal* な性格を有している。蔽密に人的又は個人的な担税力の概念は、担税力の *impersonal* 又は集団的概念によって補充されなければならない」(*ibid.*, pp. 633—634.)。しかし彼も、企業の担税力の尺度としては、資本に対する純所得額(利潤率)、企業規模に対する純所得額、単純な所得額など種々考えられるが、いずれも理論的乃至実務上の観点から十全でないことは認めている (*ibid.*, pp. 634—639.)。

(7) グード『法人税』二八頁を参照。グード・同上、二七頁及び Groves, *op. cit.*, p. 20. は、ステュデンスキーのこの様な分析方法を「理論的接近 (*theoretical approach*)」と名付けている。

(8) なお、これと同じようなアプローチは、Cohn, "Conflicting Theory of Corporation Tax," 11 *Law & Contemp. Prob.* 100 (1946) にもみられる。

二 戦後型法人税論の基礎視角

一 基軸転換の内容とその原因

一九五二年の論稿の中で、スリッター (R. E. Slitor) は次の様に述べた。

「過去における企業課税の知的支持は、分離せる能力、受益 (corporate entity) の特権、所謂法人利潤の中の強い独占的要素の統制の必要性及び法人個人所得税レベルの統合の困難さ、などを根拠とする、伝統的な正当化 (Traditional justification) より成っていた。今日の法人課税体系への引き続く信頼を支えてきたより実際の考慮は、歳入生産性、変化への貢献、行政的便宜及び確立された租税を良しとする伝統的推定、などである。

グード (Richard Goode, Corporation Income Tax [1957]、塩崎潤訳『法人税』(一九六七年、日本租税研究協会)) によって論証された新しいアプローチは、国民所得、雇用に対する法人税の効果を強調し、財政政策の究極目標への調和という基本テストを適用するものである。「中略」グードのアプローチは、豊富な法人貯蓄を吸収することによって全力操業を促進するという法人税の能力、それに関連した消費の促進を企図した負担の全体的配分と法人税の調和、狭い投資に好意的な租税環境なる概念に對する広範な消費市場の一定の強化による投資の促進、などを強調している。……」

以上のスリッターの論稿からの抜粋は、必ずしも論稿全体の要旨を適切に示すものではない。また文中に示された様に、グードの著書は、終戦直後の法人税論議に比較しても一層斬新な観点に立ったものであって、戦後直ちにグードやスリッターの様な論議が支配的になった訳ではない。しかし若干の経緯を無視すると、右記の文章は、ステュデンスキーに代表される伝統的法人税論と戦後の法人税論議の差異を華やかに示しているといえよう。ステュデンスキーやコルムの試みた受益説か担税力説かという課税根拠論は、もはや「伝統的正当化」ということにならざるをえないのであり、端的に「ケ理論的」アプローチは、転嫁や効果の分析より重要ではない」という主張が登場するに至るのである。今や真に論ぜられるべきは、法人税が物価、賃金、貯蓄、消費、投資、国民所得、雇用などに及ぼす効果、つまりその財政政策的・経済政策的意義である。そしてそのためには何よりも、「課税は、その経済的效果に関する最も有益な理解によって嚮導されるべきである」という点で一致をみる必要がある。従来のごとき、担税力重視の公平課税、租税の社会政策的意義(富の再分配、富の規制)、歳入調達力などを論ずるのみでは、決定的に不十分で

ある。こうして法人税論議の重点は、大きく移動することになったのである。

以上のごとき観点が最終的に正当か否かは、それ自体種々に論ぜられるべき多くの問題点を含んでいるが、ここではさしあたり、右のごとき論議が戦後に至って支配的となったという客観的事実を認識しておくことが必要である。

そのような思考の急激な転換は、様々の錯綜する原因によってもたらされたものであるが、その最大の原因は、何といっても、この時期に、これまで理論的にも実践的にも種々の試練を経てきたフィスカルポリシーが、まがりなりにも定着し、広く国民大衆を含む政財界の了解を取りつけるに至ったということであろう。フィスカルポリシーは、大恐慌の発生という未曾有の体験を背後に、伝統的な財政理論に対する様々の批判と修正を糾合する形で登場したものであって、個々の提案はある時期には極めて革新的なものであっても全体的には不統一で、理論的な一致点も未確定なものであった。その点は租税政策一つとってみても、ニューディーラー達の間の様々の意見の違いがあったことより明白である。しかしその様々の試みも一九三七年以降は一定のまとまりをみつあつたといわれる。だがそれも第二次大戦への突入と戦時経済体制への転換のもとではさほどに十分に機能せず、フィスカルポリシーの重要性が本格的に認識されたのは、戦時経済体制から平時体制への再移行に伴う戦後不況への強い危機感の充満の中においてである。幸い戦後不況はさほどのものではなかったが、戦後の一九四九年、五三―五四年、五八年、六〇―六一年の景気循環をめぐる論争の中で、その理論も方法も精練され、遂にアメリカの経済構造の中に広く定着するに至ったのである。その中心が租税政策と支出政策であることはいうまでもない。租税政策は支出政策に比べると一層非系統的な遅れた部門であった。フィスカルポリシーにおける租税の役割の本格的検討は、戦後の研究に委ねられたのであり、スリッターやグードの研究は、その第一弾だったのである。

第二の原因として、先に述べたことの背面であるが、第二次大戦の戦中・戦後における税負担の著しい増大という現象を指摘できる。税負担が寡少で、それが一部の富裕者や大企業に集中している時であれば、課税の根拠や正当化論が機能する余地もありうる。しかし例えば一九五〇年には約四〇〇〇万人が所得税を納付し、法人利潤の大きな部分⁽⁸⁾が法人税として国庫に収納されるようになり、その状態が継続すると、もはや既存の税制を全廃したり、根本的に改変したりすることは不可能になる。法人税の存在は一つの現実的所与なのであって、その前提を疑ったり、逆に理論的に正当化しようとするような試みは、さほど重要性をもたないことになるのである。問題は所与としての法人税制をどう運用し、部分的に改良するかということであり、その機能をコントロールすることでしかありえない。また国民所得に占める税負担の割合が増大し、その国民経済に与える影響も増大すると、むしろ租税ファクターの分析と予測が経済活動にとっては大きな意味をもつことになる。⁽⁹⁾ここに「課税権は、我々の経済体制を規制する権限である」という主張が、単に抽象的理念的ではなく、現実的響きをもつに至るのである。

- (1) Sitor, "The Corporate Income Tax: A Re-Evaluation," 5 Nat'l Tax J. 289, 302 (1952).
- (2) Groves, *Postwar Taxation*, p. 20.
- (3) Sitor, *op. cit.*, p. 309.
- (4) この点については、さしあたり、アメリカ経済研究会『ニューデールの経済政策』四〇九頁以下、特に四二二頁、Holmans, *United States Fiscal Policy*, pp. 21—25; H. Stein, *The Fiscal Revolution in America*, pp. 91—168; Ratner, *Taxation and Democracy in America*, pp. 482—485、参照。
- (5) Holmans, *op. cit.*, pp. 36—38; Stein, *op. cit.*, pp. 169—196; コルム『財政政策と景気循環』四二二—四九頁。
- (6) この過程を詳細に分析したのが、Holmans, *United States Fiscal Policy*; Stein, *Fiscal Revolution in America*; Strayer, *Fiscal Policy and Politics*、などであるが、その概要は、本章序論からある程度明らかになるはずである。

(7) ロナム・前掲書、一二八頁。 Cf. Stein, op. cit., pp. 177—187.

(8) Due & Friedlaender, Government Finance, pp. 562—564, 570—571; Husband & Dockeray, Modern Corporate Finance, p. 686.

(9) Husband & Dockeray, op. cit., p. 687.

二 戦後法人税論の一モデル—D・T・スミスの法人税論

さて、以上のような大状況の中で、戦後の法人税論争が展開されることになるが、それらの論議は、様々の時点で、様々の論点をめぐって展開されるだけに、簡潔に要約することは頗る難かしい。そこでここでは一つの便法として、戦後の法人税論議の一つの潮流を最も良く示すと思われるD・T・スミスの法人税論を、以下の記述の一方の座標軸として、まず採り上げておきたいと思う。スミスに典型的に示される法人税論が、戦後の政治・経済状況の中で、一方の側より様々のバリエーションをもって主張されることになるが、スミスの法人税論はその要旨を最も洗練された形で示しており、戦後型法人税論の概要を知る手掛りになると思われるからである。

一口にスミスの法人税論は、「法人利潤への課税は、三つの主たる結果をもたらす。①物価を引き上げ、賃金を引き下げ、投資家の報酬を減少させ、購買力を低下させる。②経営判断への悪影響がある。③法人課税は二重課税である。そしてこれら総てが悪である」という財界の主張や、「高度の税は、高水準の雇用に必要な新規投資と主導権に対する真の脅威である。また生産の必要的増強に対する深刻な障害である。それは新規投資又は附加される責任を受認することによって得られる給与の増加などを通してより多く稼得しようとの欲求を阻害する。それは経営による隘路の打破と事業活動の高水準維持を中止させる。もし我國の投資家が新参企業の開発の危険を引き受けず、また経営者が一層の努力にかりたてるインセンティブを有しないならば、事業活動水準は低下し、我々社会の総ての人々の損害となるであろう」という共和党の主張（この主張は、エイゼンシュタインによれば「極端な単調さ」をもって繰り返

された)を端的に代弁するものといつてよいであろう。

スマスは論議をソフィステイケートするために、法人税が(消費者や労働者に)転嫁される場合と転嫁されずに法人自身が負担する場合に分け、経済成長、景気変動、企業の規模拡張、資金調達などの各々に与える法人税の効果を様々に分析する。その結論のいくつかは、次のようなものである。

「転嫁されない法人所得税は、租税の額だけ純法人所得を減少させる。低い所得は、一層低い留保利得もしくはより低い配当またはその両方を意味する。配当のみが、租税によって削減されるとは考え難い。留保利得もより少なくなる。……留保利得の削減は、それが経済成長を制約することが明白であるが故に、重大である。」「自己資本のみが、他人資本の有効性にかかわらず、法人成長の資金調達を可能にする。しかし他人資本のみでは、自己資本の不存の際に有効に使われ続けられることはできないし、また将来もありえない。断然留保利得が、自己資本の最も重要な源泉である。」「転嫁されない法人所得税は、利得の留保による自己資本の蓄積を直接に制限するだけでなく、普通株の新規発行による自己資本の増加も間接的に低下させる。法人所得が租税の範囲で少なくなるといふことは、留保利得もしくは配当、またはその両者が、税が課されない場合よりも少なくなるといふことを意味する。低い利得と配当は、また法人株式の価格が、税が課されない場合より低下するといふことを意味する。といふのは、多数の投資家にとって普通株は、多数の選択可能な投資のうちの一つにすぎないからである。低い利得と配当は、転嫁されない法人税のために、他の投資に比較して株式をより魅力のないものにし、その価格は低下する。」「法人所得税が、高い価格を通じて消費者に移転する範囲で、その正確な測定は不可能だが、その効果の本質を極めて簡単に記述することができる。租税は純所得があるところにのみ適用されるが故に、その効果は、より利潤に富みおそらくより有能な企業の生産物の価格を、引き上げる。法人所得税はある意味では、より有能な生産者の価格を引き上げ、より有能でない生産者がその高いコストに見合う充分の便益を享受するのを許すことによつて、平等化の効果を有するといふことになる。換言すると、転嫁された租税は、消費者が公平で温微な競争経済の中で彼らが通常保持している、有能な生産者の低いコストからの便益を享受することを妨げることになりがちである。転嫁された法人所得税は、それ故気まぐれな消費税であり、その負担は、不確定・漠然とした方法で消費者にかかり、また無能な生産者を庇護する。これでは政治的に魅力のある租税とは、とうていいえない。」「

以上、要するにスミスの法人税論の結論は、「法人税は、その転嫁如何にかかわらず、悪影響を有する」ということに落ち着く。法人税は、法人成長の最も重要な資金源である留保利潤を毀損し、経済発展にとって有害であり、従って長期安定成長のために留保利潤に対する課税は最低限に押えられなければならない。「長期成長に対する租税障害を減少させることが、税制改革の経済的、目的〔なの〕である」⁽¹¹⁾。

なる程、スミスの法人税論は、第二次大戦前の法人税論とは比較にならない精緻さを有し、しかも語り口は一見経済学的・分析的で客観的な印象を与える。しかし結論自体は、一九二〇年代の大企業の代弁者であったメロン財務長官の減税論と、殆んど異ならないのではなからうか。メロンの減税論・大企業輕課論は、要するに産業立国觀を無批判に讚美した上に成り立つ大企業万能論でしかなく、その主張は厳密に論証され検証された理論というよりも、「眞実の实体ではない、信念の体系」⁽¹²⁾、つまりイデオロギーでしかなかった。スミスの主張がイデオロギーでないという確証も、残念ながらどこにも見当らない。

しかしこのスミスの主張は、戦後一般的になされた論議の一方の極を代表するものであり、それなりの支持層を有していたのであって、たとえそれがポールのいうように「經驗的には薄弱な根拠しか有しない」⁽¹³⁾「ドグマティックな結論」⁽¹⁴⁾であったとしても、単に「嘘も三度言えば眞実になる」⁽¹⁵⁾のたぐいのデマと同一視されるべきではない。⁽¹⁷⁾ スミスの法人税論の背後には、広く大衆のコンセンサスを獲得したフィスカルポリシー理論がみえかくれする。フィスカルポリシーが所得再分配や富裕者規制よりも景気調整や経済成長を重視するものであるとすれば、スミス流の法人税論は、ある意味でその率直な反映なのである。メロンの法人税論は、全くの特殊利害の主張であった。スミス流の法人税論は、確かに特殊利害の主張に他ならないが、それがフィスカルポリシー理論として位置づけられるとき、それは一般的利害に一部オーバーラップするのであり、「常識」⁽¹⁸⁾の名の下に、自己の主張を語ることが可能な現実的基盤がそ

ことはあるのである。

- (一) スミスは、ハーヴァード経営大学院教授で、フイゼンハワー政権の租税担当財務次官補。ここで採り上げる論稿は、Federal Tax Reform (New York et al.: McGraw-Hill, 1961) ; id., "Two Years of Republican Tax Policy: An Economic Appraisal," 8 Nat'l Tax J. 2 (1955) ; id., "Objectives of United States Tax Reform," 105 J. Aectcy. 35 (1958) ; id., "A Program For Federal Tax Reform," 50 Am. Econ. Rev. 470 (1960). などである。
- (二) Lunn, "Fiscal Policy and the Taxation of Business," 1 Tax L. Rev. 75, 79 (1945). 同様の主張をL.D. Dresser, "The Case for Income Tax Amendment," 39 A. B. A. J. 25 (1953). また cf. Husband & Dockray, op. cit., pp. 709—710.
- (三) L. Eisenstein, The Ideologies of Taxation (New York: Ronald, 1961), pp. 67—68.
- (四) Ibid., p. 67.
- (五)(六) Smith, Reform, p. 192.
- (七) Ibid., p. 194. また同じ趣旨を「転嫁されない法人所得税の法人拡張に対する重要性は、今や明らかであろう。株式の価格が低下する範囲で、一株あたりの利得を減少させることなく、新規の普通株式の発行を通して拡張をすることは一層困難になる。租税の効果は、それ故投資家が株を購入するのを阻止することではない。低い価格は、他の投資との競争状態を復活させよう。しかし低い価格は、新規資本金の特定額を確保するために、より多数の株式を必要とするが故に、株式発行による新規資本調達を阻止する。新規株式発行によって資金調達された拡張による一株あたりの利得を、増加させる機会は少なくなる。これこそ転嫁されない法人所得税の主たる結果である。その実際の重大さは、株価水準にかかってくる」(Ibid., p. 197)と説明する。
- (八) Ibid., p. 200.
- (九) Smith, Reform, p. 189.
- (一〇) Ibid., p. 192.
- (一一) Smith, Republican Tax Policy, p. 3. これと同じような主張は、L・キンメル(大原二三訳)『企業と租税』(四四—五八頁、一九五三年、中央経済社)にもみられる。
- (一二) Eisenstein, op. cit., p. 66: 本稿(二四卷二号二五八—九頁註(5))。
- (一三) Eisenstein, op. cit., pp. 62—63. それ故、彼らは、事実の存否にかかわらず、必要があればいつでも同じ言葉を繰り返すと、

- エイゼンシュテーンは「同」のような激しい指摘は、Holmans, op. cit., pp. 64—65; Strayer, op. cit., p. 249.
- (14)(15) Paul, *Taxation in the United States*, pp. 429—430.
- (16) Eisenstein, op. cit., p. 69.
- (17) たゞせば、一応「公正」な見解を示すと思われ、The Committee on Postwar Tax Policy, A Tax Program for A Solvent America (New York: Ronald, 1945) : 下院の Special Tax Study Committee の報告書(議長は「すれもツジーン」)や Preliminary Report of the Committee on the Federal Corporate Net Income Tax, Proceedings of the Nat'l Tax Assn. (1949). (議長は「ローズ」)などは、個々の論点に関して若干の差異を残すとはいえず、基本的観点については「はつきりとした同質性が窺える。なお、Eisenstein, op. cit., pp. 57—58, 236, n. 2.
- (18) たゞせば「スミス」は「自」の見解をためらうことなく「常識」(common sense)であると称する。それに対して、Heller, "Appraisal of the Administrations' Tax Policy," 8 Nat'l Tax J. 12, 25—26. は「スミス」流の法人税論が、租税の経済的効果や購買力増強を口にししながら、経済システム全体の効果や構造に決して目を向けず、結局、企業優遇、投資家優遇その他の抜け穴作りには役立っていないことを強く批判している。

三 小括—グードの法人税論

以上、戦後型法人税論の基礎視角を概観するために、やや便宜的な形式ではあるが、エイゼンシュテーンという、「経済発展論」(Ideology of Barriers and Deterrents)を採り上げ、その中味を検討した。これに対して、一九三五、六年当時全盛であった革新主義的租税論を、終戦直後にあっても主張する論者は少数である。これらいわゆる「担税力」論者、「公平課税」論者⁽²⁾の理論的・思想的背景は、フィスカルポリシー理論よりは、むしろ道義的倫理的なウィルソン・ブランドイス主義である。戦後の好景気と保守的風潮の中で、人々がこれら改革的主張にそっぽをむいたというところもあるが、これら公平課税論者は、一見華麗な景気政策論や転嫁論を駆使する経済発展論に対する反論の根拠を探しあぐねていた、というのが実情であろう。これらの論者は個別規定や特別措置に対しては鋭い批判を投げか

ける。⁽³⁾しかし法人税制全般や配当課税制度全般を論じている例は少ない。

そうすれば、終戦直後にあって多少とも批判的な法人税論が、グードの『法人税』(一九五一年)のような形態をとるに至ったのは、ある意味では必然的であつたといえよう。グードは、彼の著書全体を通じて「経済学的な観点で、ある租税を最も包括的にテストする方法は、財政政策の主要な諸目的〔彼はそれを(1)完全雇用、(2)閑暇と調和する最大限の生産性と物質的福祉、(3)所得と富および経済力の合理的平等などの達成であるとする〕註崑山」と調和するかどうか⁽⁴⁾という観点をとり、各目的毎に法人税の機能・効果を詳細に検討する。この点で彼の法人税論は、戦後型論議の大勢に従つたものであり、むしろそれをリードするものでさえある。しかし彼の論議が戦後直ちに支配的となつた凡百の議論と異なる点は、その経済的テストに対して、次のように述べてはつきりとした制限を課する点にある。つまり「財政政策の調和という基準は、租税政策にとつて簡明で、十分な指針となるものではない。それは単に、それ自体で根拠のある租税に適用される一つの検証にすぎ」⁽⁵⁾、「財政政策の諸目的との調和というテストが重要であると認めても、合理性と公平という伝統的な基準を無視することは許されない」と。この立場から、彼は公平課税において法人税の果たすべき効果に注目し、法人税は個人所得税ほど累進的たりえないが、個人所得税の補完税として、あるいは総体として公平課税の手段として用いることができるとし、むしろその積極的役割を強調するのである。⁽⁶⁾

かくしてグードの分析は、スミスのように法人税の経済阻害効果を一方的に強調せず、また担税力・公平基準を理念化もせず、「法人税は、完璧な租税ではない。それには累進的な個人所得税のよさが欠けている。それはいくつかの経済的な欠点をもつ。しかし全体として、それは次善の——個人所得税に次いで——租税である。近い将来に、われわれは、わが次善の租税を棄てる余裕はないであろう。法人税は、連邦の歳入制度で現在占めている重要な地位に値する⁽⁷⁾」と述べるように、徹底して経験的・現実的であり、また冷静である。このように、グードの『法人税』(一九五一

年)は、戦後の法人税論議に一定の方向付けを与え、その分析方法を提示した点で、戦後直後に著された最も注目すべき業績といふことができるのである。⁽⁹⁾

しかし現実の政策決定を動かすのは、堅実な論理や実証的データのみにではない。イデオロギーや感情も大きな影響力を有するものである。本節では極めて典型的・概括的に、二、三の論者の法人税論を見たが、政策決定の舞台では、これらに政治的思惑やかけひきがからみ、多くのバリエーションを生み出しながら、百花繚乱の論議が繰り返されることになるのである。

- (1) Eisenstein, op. cit., chapt. 4.
- (2) *Ibid.*, chapt. 7. エイゼンシュテーンは、「これら論者の主張をイロニカルに紹介するが、全般に同情的である。
- (3) 例えば、S. S. Surrey, W. L. Cary, J. A. Pechman, W. J. Blum & H. Kalven などが代表的論者としてあげられよう。彼らの論稿については『70 Harv. L. Rev. 1146, n. 3: 1 Tax Revision Compendium, p. 24, n. 10. などを見られた』。
- (4) R・グード(塩崎潤訳)『法人税』(四四頁、一九六七年、日本租税研究協会)。Cf. Due & Friedlaender, op. cit., p. 233 et seq.
- (5) グード・前掲書、四五頁。彼は更に次のようにもいう。「もしも国民の道徳感情と政治的伝統とを尊重すべきであるとすれば、気まぐれに、また恣意的に租税を課することはできないのであって、租税は社会的に合理的なものだとの印象を与えるような種々の考え方によって支持されなければならない。」(四六頁)と。
- (6) 同前、四六頁。
- (7) 同前、九九一〇〇、二二〇頁。
- (8) 同前、二二〇頁。その他二〇七—八、二二〇頁なども参照。先のスリッターの論稿も、グードと同一の分析を加えた結果、法人課税を現実的な根拠から支持する。またコルム、グロウヴズなどの立場も、これらに一致するとみてよい(Slitor, op. cit., pp. 290—309, esp. p. 309; コルム・前掲書、九一一—一六頁、特に一〇九、一一六頁、及びColm, "The Role of Income Taxes in the United States Tax System and the Scope of the Tax Reform," in 1 Tax Revision Compendium, pp. 169—180, esp.

pp. 171—172; Groves, op. cit., pp. 27—37, 70—(73.)

(6) Sitor, op. cit., pp. 289, 302. は、本書が「戦後の統合論に全く新しい建設的回路をもたらした点を高く評価する。また、J. A. Peelman, Federal Tax Policy (Washington: Brookings Institution, 3rd ed., 1977), p. 381. は本書に「古典」たる地位を与えている。

第二款 統合論の興隆とその特色

グードは、一九五一年の『法人税』の中で「第二次大戦中とその直後に提案された数多くの一般的な税制改革案は、そのほとんどが個人所得税と法人税との関係を改めようとする勧告を含んでいた。この問題は議会の委員とその技術的専門家や助言者、更には財務省によっても研究された。またそれは広く事業家、経済学者、弁護士、ジャーナリストが論議したところでもある」と法人税改革をめぐる論議がきわめて広範に、また活発になされたことを指摘する。またスリッターは先の五二年の論稿の中で「過去の一〇年間の集約的研究にもかかわらず、法人税制はアメリカ財政における最も困難かつ論争に満ちた領域として残った」と述べるとともに、「法人税に対する近時の姿勢は、未だ戦後の配当に対する二重課税論議と、法人—個人所得税レベルの統合を通じた構造改革のための諸代替案によって占められている」と、統合問題が、戦後に激しく論議されたにもかかわらず、結局、五二年当時に至っても未解決の難問であったことを認めている。本稿では、まず、統合論の興隆を惹起した原因を覚え書き的に討究した後に、それら論議の中味の詳細な研究に移ることにしよう。

(1) グード『法人税』一八四頁。

(2) Sitor, "Corporate Income Tax," 5 Nat'l Tax J. 289.

(3) 同じ様な指摘は D. T. Smith, "Republican Tax Policy," 8 Nat'l Tax J. 8. にもみられる。また井藤半彌『租税論』(第六章

一九五七年、千倉書房）は、アメリカの統合論を総括・分析した優れた論稿であるが、そこで採り上げられている提案は、フェアチャイルドを除き、総て一九四〇—五〇年間のものであり、この時期に統合論議の集中していることがわかる。

一 統合論興隆の諸原因

以下、覚え書き程度の記述になるが、統合論の興隆の原因と思われるものを、二、三書き記しておこう。

まず第一に、第二次大戦中に極度に高額に達し混乱していた税体系を、緊急に整備する必要があったということである。大戦中は既にみたようにニューディール期にひき続き高率の法人税が賦課され⁽¹⁾、四三年以降は更にそれに最高九五％に達する超過利潤税⁽²⁾が加わった。法人には各種の特別措置が適用されたから、法人及び富裕者の税負担が名目どおりに過重であったかどうかには疑問もある⁽³⁾。しかし終戦と同時に高い税を課すべき原因は消滅したから、超過利潤税の廃止は当然として、法人及び富裕者に対する税負担も、大幅に緩和されねばならなかったのである。

第二に、既に述べたフィスカルポリシー理論の配当課税版ともいうべき主張が強くなったことである。戦後財政政策の主目標は、インフレを防止しつつ完全雇用達成のための設備投資を促進することであったが、高い所得税は貯蓄と投資を阻害すると一般に考えられていたから、配当課税の緩和は戦略上、最優先重点事項たる地位を与えられるべきであった⁽⁵⁾。配当課税における最大の不合理は、いうまでもなく一九三六年以降の「配当二重課税」である。「二重課税は経済的に不公正で不健全⁽⁶⁾」であり、「著しく愚か⁽⁷⁾」なことは、ビジネスマンの「常識」だったのである。

法人税・配当課税の軽減は、しかし必ずしも財界や共和党の側からのみ来たのではない。ケインジアンにとっても高い法人税や配当税は、負担が労働者や消費者に転嫁され、購買力減少につながるから、継続的な購買力の上に成立する資本主義経済を危くするものと映ったのである⁽⁸⁾。

第三は、理論的観点をはなれるが、戦後の保守的傾向と財界・実業界のリーダーシップの回復という政治的一般状

況を考慮しなければならぬ。戦争景気と高賃金および戦後の自動車・家屋等に代表される消費ブームは、ニューディールの改革への人々の嫌悪と忌避をかりたて、現状維持の風潮を強める⁽⁹⁾。議会は、四六年総選挙における共和党の勝利が示すように、保守派が支配し続け、財界は大恐慌期に喪失した自信をとりもどす⁽¹⁰⁾。彼らからみると、ニューディール租税立法、殊に法人や配当に対する重い課税は、ニューディールの反ビジネス的態度の現れ以外の何物でもなかった。たとえばスミスはニューディール税法の政治主義的偏向を、次のように論難する。「法人所得は株主に分配されるべきであり、投資決定も彼らによってなされるべきであるという想定は、当時流布していたビジネスに対する懲罰的態度に合致したものであり、恐慌を第二次大戦まで長びかせることを助長する政治を導いたものである⁽¹¹⁾」。三六年の配当所得に対する二重課税の完全賦課は、株主に対する懲罰的行為であり、この時代の特色である⁽¹²⁾。しかしかく言うスミスが、政治的に中立であるという証拠も、実はどこにもない。「戦争に続く企業の大擴張・成長にその力点のおかれるような政治的環境にあって、「補整的未分配利潤税のような」解決策は、熱狂的に歓迎されるようには思えない⁽¹³⁾」とグローヴズはいう。未分配利潤税のような根本的解決策が敬視される中で展開される配当課税論議の方向は、ある程度予想のつくもの以外ではありえなかつたのである。

(1) 本稿(二)三卷二号一五六一―八頁、Husband & Dockeray, op. cit., pp. 699—701.

(2) Husband & Dockeray, op. cit., pp. 691—693, 701—705.

(3) 少くとも戦時の重税が企業活動に決定的ダメージを与え、成長をストップさせるようなことはなかつた (Eisenstein, op. cit., p. 62; Jone, Corporation Finance, p. 316. なお本稿(二)三卷二号一六四—一五頁参照。

(4) コッペンは Eisenstein, op. cit., pp. 77—83. の利才に富んだ分析と批判を参照されたい。

(5) Hofmans, op. cit., pp. 47—48, 90; Husband & Dockeray, op. cit., pp. 707—708. なお、エイゼンシュテインによれば、この見解を戦後公式に最初に主張したのは、共和党が議会のイニシアティブをとった後の一九四六年の下院歳入委員会及び上院財

政委員会の報告であつたといわれる。以下一部訳出してみよう。

高い税は「高水準の雇用に不可欠のイニシアティブと新規投資に対する真正の脅威」であり、「生産の必要的増大に対する重大な障害」であつて、「一層の責任を受忍し新しく投資することにより、あるいは賃金を増大させることによってより多く稼ごうという望みを減退させる」。もし我國の投資家が新企業を發展させる危険を引き受けようとせず、経営者がより一層の努力を示す意欲をもたないならば、事業活動の水準は我々社会のすべての人々の損失にまで低下するであらう。「中間及び上級層の個人に対する税は、投資を促進し経営意欲を促進するために減額されねばならない」。事業の必要性にみあつた充分な冒險資本の効果は、近い将来の生産の増大の重要な要素」であり、高い税が原因で「この危険資本の供給は不十分である」。中間及び上級所得受領者の貯蓄こそが、事業擴張のための冒險資本の主たる源泉である。減税は、そうするのに必要な所得をもつ人々の投資の意思を増大させ、「事業経営者が一層の責任を引き受け、事業を成功させるためにもっと一生懸命働くことを力づけるであらう」等々 (Eisenstein, *op. cit.*, pp. 67—68.)。なお、これに対するヘイゼンシュタインの冷笑的な評価 (*Ibid.*, p. 69.) を参照。

- (6) Smith, *Federal Tax Reform*, p. 205.
- (7) *Ibid.*, p. 218. なお、この種の主張については、後に一九五四年法の審議過程の箇所で触れる。
- (8) Paul, *op. cit.*, pp. 422—423.
- (9) 戦後インフレは引き続き、低所得層の生活費の上昇は無気味さをかきたたせた (Shaver, *op. cit.*, p. 56.)。しかしインフレは賃金上昇と高水準雇用にかくされてしまふ (*Ibid.*, p. 64.)。更にインフレは好況を維持するための必要悪とさえ考えられた。かくして大企業と中小所得者の利害は一致したのである (*Ibid.*, p. 58.)。
- (10) この点については前出二八三頁参照。
- (11) Smith, *op. cit.*, p. 207.
- (12) *Ibid.*, p. 218. See also, Husband & Dockeray, *op. cit.*, p. 434.
- (13) Groves, *op. cit.*, p. 59.

二 統合論の今日的課題—National Tax Association の中間報告書

さて、△法人—株主▽課税、つまり個人所得税と法人税の統合問題 (Integration) の当面する課題は、一方で個人

所得税と法人税の二本立税制が維持される限り普遍であつて、それらについて本稿は第一章第二節、第二章第二節、同第四節などで詳細な検討を試みた。しかし他方、改革の提唱の視点や力点のおき方は、その時代の政治・経済・社会的諸状況を反映して様々に変化しうるのであつて、この点についても本稿は種々の分析をおこなつてきた。そこでここでは前者の問題についてはこれまで述べてきたところを整理・補足するに留め、特に後者の点に注意しながら第二次大戦後における統合論議の転換過程を分析してゆくことにしたい。そしてここではその手掛りを一九四九年の National Tax Association の「法人純所得税に関する中間報告書」に求めたい。本稿は、既に第二章第四節で一九三九年の同協会の「最終報告書」をニューディール税制を総括する意味で分析した。構成メンバーは変つたとはいえ、同協会の委員会がおよそ一〇年を経過して発表したこの「中間報告書」は、第二次大戦前後における「法人—株主」課税の基軸転換の内容を、おそらく鮮かに示すであらう。

(一) Preliminary Report of the Committee on the Federal Corporate Net Income Tax, in Proceedings of the National Tax Association, 1949, pp. 437—457. 以下、Report と略称引用する。委員会は一五名のメンバーよりなり、委員長はグローヴズである。またメンバーには、G・E・レント、R・マスグレレイヴ、M・E・リチャードソン、R・グード、W・A・サザラランドらの著名字者が含まれ、三九年の「最終報告書」に名を連らねていたG・コルムも参画している。

(1) 中間報告書の問題認識—状況と課題 三九年の「最終報告書」とこの四九年の「中間報告書」の問題認識の差異を端的に示すのが、おそらく冒頭の次の文章であらう。

「一九三九年以来、多量の流水がダムを越えて流れさつた。今や課題の経済的側面が、かつて以上の興味を占めていることは疑いがない。むしろ租税の公平面の考慮は依然重要である。しかし近時の合意は、少くとも同等の注意が経済的效果にも払われ

るべきことを要求している。経済的効果は、雇用及び所得の水準、生産性の増加率、経済資源の種々の用途間への配分などに対する税の關係によつて判定されよう。ヘイグレポートは、主として法人課税の公平面を扱つたものであり、この領域では限定的に任務を果たしたにすぎない。我々への指令は、この主題の経済的側面に特に言及している。これらの意見を連結させた結果、当委員会は、本報告書は法人課税の経済的側面の分析を特色にすべきだ、との結論に達した」(Report, pp. 438—439)。

三九年のヘイグ報告書は、法人課税の経済的側面の分析に欠けるところがあつたために、この四九年の「中間報告書」は主として経済的効果の分析に關心を注ぐという。しかしこのことが、単に前者に欠けるものを補完するに止まるものでないことは、いうまでもなからう。ヘイグ報告書は「特定の経済的結果を助長することに当座の利益が存する場合であっても、その特定の経済結果達成のために課税を、特に連邦所得税の様な一般的基本的な税を使用するという早急且つ無分別な提案に対しては、警告を發しておきたい。」「厳格な公平基準からの一切の離脱は、その目的がいかにも褒むべきものであつても、納税者間の差別というコストをはらんでいる。」「一般に、ある間接的な経済効果を達成するために課税の公平を犠牲にするような提案に対しては、好意がもたれるよりも、まず疑念が晴されるべきである」と述べて、一定の価値序列をおいていた。そうするとこの中間報告書はその価値序列を修正し、法人課税の公平面よりはその経済的側面を重要視することを言明した、ということになるだらう。かくしてこの中間報告書は、その出発点よりヘイグ報告書とは性格を大きく異にしているということができるのであるが、これが既に述べた戦後の法人税論と同一の傾向に立つものであることも、ここに改めて指摘するまでもないだらう。

(一) 「中間報告書」は続けて、法人課税の経済的側面を考察するにあつて欠かすことのできない周辺の諸条件を、次の三点に要約して解説している。

① 歳入の必要性——公共関連支出の増加によつて、平時に移行しても歳入調達の可能性が減少することはない。(ibid., pp. 442—443.)

②他の税収の減少——所得税、消費税、取引税などの減税は不可避である (ibid., p. 443)。

③自己資本 (equity capital) の必要性——報告書は特にこの点については前二者の数倍のスペースを割き詳細な説明を加える。

「問題の経済的状況に目をやると、貯蓄の合計額は記録的な水準にあるが、その大部分は雲散霧消している。つまり、貯蓄の増加部分は投機的利潤よりも固定の報酬にする低所得者より来るものである。この様な貯蓄潜在性の変化は、企業に巨額の契約債務を負わせることになる。しかしながら、我々の経済に本来的な不確実性に査照すると、法人機構はかかる巨額の約定債務には十分対処できない。というのは利得が僅少の時には、自己資本所有は何ら確定債務を要求しないのに対して、これら債務は過重な負担だからである。現在にあって、自己資本の主たる源泉は再投資利得である」(ibid., p. 443)。「一定範囲で、企業内の流通資本構成の変化は、社債発行の増加の傾向を説示している。「中略」租税格差が拡大された一九三二—四一年の全一〇年間の社債の額及び相対的重要性は一貫して高水準のままであった。優先株式の重要性の低下は、しかし税の重圧を証明している。その結果、普通株の地位が高まった。「中略」今日の資本市場の当面する問題は、少額貯蓄者の元本の保証及び報酬の確実さに對する要求と資本構造資金を調達する証券に不可避の変動とを、調合することである」(ibid., p. 444)。

④法人利潤、留保額の増大——両者は相対的、絶対的に増大し、配当率は恐慌期よりも減少しつつあるが、安定をみせている (ibid., pp. 445—446)。

(2) 現行法人税の阻害的效果と改革の論点

中間報告書は、次に「法人税の経済的效果の考察にあたって極めて重要なことは、我々の税法系の中にある偏頗 (bias) である。結果的に生ずる非中立性のうち四つが、ここに列記される。つまり八法人—パートナーシップ間の非中立性、株式資金調達に比べた社債の厚遇、分配利潤に比べた未

分配利潤に好意的な差別、他の利潤に比べた特定の利潤に対する差別、の四つである。」と現行税制の欠点を指摘した後、各々の点を五頁以上に渡り詳説する。特に目新しい主張もないが、この点にこの中間報告書の特徴が良く示されているので、やや詳しい紹介を試みよう。

①「八法人—パートナーシップ間の非中立性は、四つのうちで最も深刻でない。パートナーシップは、その利得が個人レベ

ルで一度のみ税に服するという点で利点を有しうる。他方法人は、利潤を留め置き、個人税の最高ブラケットの厳酷さを回避しうる。「中略」この種の決定が完全に、事業上の利点という根拠に基いて決定されるべく放置する様な税体系を有することが望ましい。しかし税考慮に大きく影響された選択の社会的結果は、この点さほど深刻ではなからう」(ibid., p. 447.)。

②株式資金調達に比べて社債の厚遇——社債利子は経費となるが、株式は二重課税に服する結果通常の給与所得に比してさえない利益をうける。「これらすべてのケースを通じて、格差は重大な経済的效果を有するに十分な程に巨大である」(ibid., p. 438.)。

③「分配利潤と未分配利潤との間の非中立性は、長年に渡り多大の関心を集めてきた。この非中立性に向けられる多くの事例は、ここに包有される租税回避の可能性と不公正の申立てに基いている。これこそ、ヘイグレポートの主たる奮闘であった。ここで我々は、第一に経済的效果に関心を払う。第二に、ある者は利得の再投資(内部資金調達)を多大に強化するための非中立性に期待している。先に示した様に、未分配のままにされた純利潤の率は多大である。税の非中立性がこの傾向の要因であったということはおおいにありうる。しかしこの影響の重要性を経験的データより蒐集することは困難である。他の要因、殊に利潤の増加と投資に対する異常な要求もまた作用したのであって、恐らく税の偏頗が全くなくとも明らかにかかる結果の原因となつたろう」(ibid., p. 448.)。

「未分配利潤に対する税優遇の経済的效果は、明らかに好ましい。未分配利潤は、多数の法人に新資本に対する安価で十分な通路を提供する。特に個人貯蓄が冒險的役目を引受けるのを逡巡しがちな時に、この要素は重大である。法人は彼自身の利益を除き、どこに戦後の急速な拡大の手段を見出し出たであろうか。中ないし小規模事業の新発行株式売却のための既存の回路は、この「天然の」回路に比べて扱いにくく、かつ非弾力的である。それは更に小会社には禁止的に高価である。むしろ現在の非中立性に対する代替策が、逆に未分配利潤に敵対的な非中立性であるはずがない。好意的及び敵対的な非中立性の双方を排除することが目標である。しかしもしこれが達成されたとしても、それは再投資のインセンティブを減殺し、現在に比べて再投資に利用しうる資力を減少させるであらう」(ibid., pp. 449—449.)。

④「法人利潤と他の所得に対する課税との間の非中立性もまた守勢に立つものである。利潤は国民所得における高度に戦略的な要素であって、他のものが等しいのにそれに対する差別を弁護することは難かしい。「中略」法人は特別の便益と特権を享受している、との見解があるが、これらが株主のみに帰属しうるかどうかは疑わしい。この差別は、実業家に大きな不平等感を起こさせる。税体系が自己資本を処罰しているという怨恨ほど、政府に対する怨恨で広く語られているものはない。」「無論税体系にお

ける非中立性が必然的に悪である訳ではない。それらも、例えば好ましい経済効果や他の実際的代替策に比べてより少ない好ま
しからざる効果を備えたものなら、弁護しえよう。しかしながら現在の非中立性の数々は、経済的效果に関する冷淡な予測によ
って税制にとり入れられた。それらはおそらく立法の偶然と政治的圧力間の抗争の結果によってかくなつたのである」(ibid.,
p. 450.)。

以上より、この中間報告書の性格がほぼ明らかとなろう。法人税改革の目標は、端的に自己資本の充実である。そ
の手段としては投資家の優遇が一方法であるが、彼らは概して中小所得者であり、冒險的投資よりも固定報酬を目的
として行動する。そうすれば結局残る最大の資金源は法人の内部留保金以外にありえないことになり、「未分配利潤に
対する税の優遇の経済的效果は、明らかに好ましい」ということになるのである。また社債と比べて株式が被ってい
る不利益も、自己資本の形成を妨げる大きな阻害要素であり、社債と株式の間の税負担の格差は、「重大な経済的效果
を有するに十分な程に巨大である」ともいう。

そうすれば、法人税改革の課題は、留保利潤課税の優遇と配当二重課税の緩和ということになる。しかるに前者の
課題は、専ら現行税制を追認的に弁護すればすむという点で守勢に立つものであり、後者の課題こそが迅速に達成さ
れなければならない。かくして戦後における統合論は、留保利潤適正課税の問題と配当過重課税の問題を切り離し、
専ら後者のみを声高に論難することになるのである。

(一) Report, p. 446.

第三款 統合論議の総括

本稿はこれまで序論で示された課題に従い、その時代の特徴を端的に示す多くの統合論議を採り上げ、検討を繰り

返してきた。また戦後における論議については、未だ論じ足りない点もあるが、その時代的特徴については前款迄である程度明らかにできたように思う。もはや同一の論点について、あるいは技術的問題について無用の重複を繰り返すことは不必要であり、総括によってこれらに関する記述を締めくくるべき時がきたようである。

先の中間報告書は、戦後の支配的な統合論の特徴を最も良く示すものであるが、およそすべての論者がこの種の論議を支持し同調していた訳ではなく、論者によって、あるいは時期によって様々の批判や異論も示されている。そこで以下では、これまで各所で述べてきた、中間報告書に代表されるような主張の論点を要約整理し、それに批判的な論議を紹介しながら、本稿における統合論争全体の締めくくりをつけることにしよう（なお、立法過程における様々の論議は、次節第二款で採り上げる）。

一 統合論の歴史的性格

統合とは、個人所得税と法人税の二本立税制より発生する種々の矛盾や不合理を是正するために税制を一本化ないし相互調整することである。その最も単純な発想は、配当所得に対する二重課税を排除せんとするもので、既に南北戦争所得税法以来、様々の論議のなされてきたところである。しかし、問題が配当二重課税に限定されているのなら、その解決はさほどに困難ではない。もう一つの問題は、法人税率が高ブラケットの所得税率より低く、あるいは種々の措置によって法人の留保利潤が一般的に分配利潤や他の納税者の所得より優遇されていることより生ずる。その結果、法人自体あるいは法人を利用する富裕者は、他の個人事業所得者よりも税を軽減することができ、むしろこの問題の解決が難問だったのである。

アメリカ税制史を通観してみると、この配当二重課税問題と留保利潤課税の問題は、常に楯の両面として認識され、論議されてきた。むしろ配当課税については、一貫して受取配当所得控除制度が採用されてきたことから、一九

二〇年前後の法人税改革論議、一九三六年の未分配利潤税をめぐる論議にみられるごとく、政争がらみの論争は、むしろ後者に比重がかかっていたといつてよい。

しかし状況は一九三六年に受取配当控除が全廃され、配当が完全二重課税に服することになって以後、逆転した。その状況を要約して、シャウプは次のようにいう。「一九三六年の受取配当控除の廃止によって」法人所得は、それが株主に分配される限り、特に二重課税、より正確にいうならば過重課税に服することになった。この時期の議会は、分配利潤に対する過重課税よりも、未分配利潤の完全課税からの回避により多くの関心を払った。実際、過重課税は未分配利潤課税論争に関して生じた混乱の全くの副産物だ、という証拠がある。「中略」配当は完全に税に服したままであった。未分配利潤は三九年以降は特別税を全く支払わず、間接的にキャピタル・ゲインに対する課税が他の課税所得に比べて着々と軽減されてきたために、実際にはより一層優遇されていた。従つて「後述する」一九五四年当時、一九三六年改革の主目的は完全に忘失されてしまい、副産物が法人利潤課税の主たる特徴となつてしまつたのである。」「一九五四年歳入法典は、その配当条項の点で、分配利潤に対する絶えることのない関心の集中を反映している。この時期は過重課税を減少させるという見解によつて占められ、未分配利潤の過少乃至過重課税を問題にし続けるという慣行の継承の方は、記憶からは消えなくても、視角からは全く消えうせてしまつた」と。

このように戦後の政治的・経済的・社会的状況の中で、本来、楯の両面として論ぜられるべき配当二重課税問題と留保利潤課税問題のうち専ら前者のみが政治的争点化してしまつたのである。このように統合論は、中味の普遍性とは別に、その採り上げられ方は常にその当時の諸事情に左右され、制約されることを銘記しておく必要がある。しかし以下では論争の公正な統括を図るために、統合論の理論的な出発点にかえりながら論点の要約と検討を試みよう。

二 配当に対する過重課税の効果

配当二重課税に対する批判は、単にアメリカ合衆国のみならず、主要各国を通じて古くより存在する。⁽¹⁾しかしその二重課税の実態とそれを否とする理論的根拠は、さほど深く究明されてこなかったように思われる。せいぜい「二重課税は不当である」という一般論・感情論が語られるだけであった。⁽²⁾租税の経済的効果の分析を至上の課題とする戦後の租税論は、そのような粗雑な論議で満足することはできない。そこで様々な経営経済学理論によって精緻化された論議が展開されることになるのである。

(1) 投資行動に対する阻害的效果——まず配当所得に対しては法人税と個人所得税という二重の課税がなされ、その結果配当所得には過大課税 (over taxation) がされることになり、投資家はその投資意欲を阻害されると主張がなされる。例えば「この投資所得に対する二重課税の第一の、そして最も明白な効果は、経済拡張の資金調達に向けられるはずの私的資金水準の減少である。」⁽³⁾「要約すると、転嫁されない法人所得税は、一株あたりの純所得と利得を減少させる。このことは次に、株価がそうでない時より幾分低下することを意味する。低い株価は、新株発行による拡張を阻害する。」⁽⁴⁾「分配法人利得に対する高い税負担は、投資インセンティブの減損に寄与してきた。」⁽⁵⁾投資家が新株取得を拒む結果、法人は、経済または会社にとって望ましい限度を超えて、より多く借入金に依存している。投資家の死は、簡便に資金を借りることができず、成長と生存のために自己資本に頼らなければならぬ小規模事業にとって、特に有害である。」⁽⁶⁾等々。

ところで、この種の主張の合理性を検討するために、論点を(1)過大課税の実質的構成の中味、(2)税負担が投資行動に及ぼす実際的影響、の二つに分け、各々の妥当性を検討することが必要である。

まず第一に、過重負担の程度であるが、この点は多くの論者が指摘するように、配当所得者の全体として被る所得

税率によって大きな差異があり、むしろ低所得者に重く、高所得者に軽くなっていることに注意する必要がある。⁽⁶⁾ 主要な投資家群とみられる高所得者に過重課税が生じていることは事実であるが、それは論者の主張ほどに過大ではないし、また低所得者に比べて軽いものであることに注意しなければならぬ。従つてもし二重課税を排除するとすれば、⁽⁷⁾それは低所得者に大きく、高所得者に少ない低所得者優遇方式でなければならぬ。⁽⁸⁾ またこの主張が留保利潤課税問題を全く無視していることは既に述べた。留保利潤に対する課税をも含む全体の税負担をみない限り、配当所得者が過重課税をうけているか否かを俄に断言できないのである。⁽⁹⁾

第二の問題は、投資行動に及ぼす税の効果であるが、この点は賛否両論が対立し、いずれとも断定できないというのが実情であろう。高い税が投資行動に阻害的影響を与えるという主張に対しては、様々の反論がありうるが、まず高い税負担と投資額の増減は、歴史的に必ずしも一致するものではなかつた、という反証がよくなされる。反対論者によれば、第二次大戦直後の法人税率・個人所得税率は、合衆国税制史上他のいかなる時期よりも高かつたが、総民間投資も未曾有に多額だったのである。⁽¹⁰⁾

また税が高くなれば投資意欲が減退するという単純な想定に対しても多くの疑問がだされているが、その要点は、株主や、実は投資額の大半を占める法人株主の政策決定者である経営者の行動動機は、複雑かつ広範囲で、単純な利潤獲得動機に還元できないというものである。彼らは名譽心、功名心、支配欲、政治的動機、世論の動向など様々の要因に左右されうるし、⁽¹¹⁾また株主の種類によつても、異なりうる。また主として高所得者である個人株主は、安定配当よりも株価の上昇によるキャピタル・ゲインの取得がむしろ支配的動機であるから、この点でも二重課税によつて圧迫される度は少ないのである。⁽¹²⁾

(2) 資本構成に与える影響——先の中間報告書にもあつたが、配当二重課税が株式資本調達よりも社債資金調達を

優遇し、その結果法人が借金財政に陥っているという主張も、実は古くからなされていたものである⁽¹⁴⁾。戦後に至ってその主張はますます強くなる一方で「現行法は各種の株式や、しばしば自己資本 (equity capital) として表示される所有権利子などに向けられる純所得だけに、課税せんとしている。借入金または債権者資本に支払われた利子は、税を算定する前に事業経費として控除される。その結果は、主として社債によって表示される借入資金の使用を通じて、法人資金調達を強化することである。」⁽¹⁵⁾「この差別は株式資金調達は犠牲にして社債資金調達を強化する傾向となり、それによって不健全な法人資本構成を促進するだろう。」⁽¹⁶⁾「現在の差別は重大であり、多くの場合法人や個人の決定に不平等な影響を与えている。」⁽¹⁷⁾など、その例証に事欠くことはない。かくして自己資本比率は「恐ろしく低く」、⁽¹⁸⁾「何事かがなされねばならない」⁽¹⁹⁾のである。

これらの論議も、先の投資性向減少論と同じく、内容は極めて簡潔明解である。しかしあまりに明解であるが故に、様々の欠点を有するといわなければならない。まず第一に、法人が新株発行よりも借入金に依存しがちなのは公知の事実であるが、資金計画は資金の需給者・経営者・株主間の様々の利害関係のもとで決定されるのであって、その際、税を含む決定の経済的効果には、さほど考慮が払われないという反論がある⁽²⁰⁾。例えば経営者や旧株主は新顔株主の増加による自己の支配権や持分の低下を嫌い、また投資者も安定性の点から社債を好むなどである⁽²¹⁾。第二に、株式資本の低下を促したのは、一般利子率の低下、貯蓄の制度化、収益上の要請、不動産による株式の償還、投資性向の低い所得層への所得の分配の増大、あるいは(もし認めるとしても)高所得者に対する個人所得税などであって、⁽²²⁾配当二重課税はさほど主要な原因と考えられないことである。この点に関するグードの反論は詳細を極めるが、彼は、比例法人税は法人の収益を一般的に減少させることによって、社債の安定性をも害するのであって、法人税が証券売出し条件を変化させない限り社債と普通株のバランスを変えることはない、借入金資金調達は政府の低金

利政策により促進されていることなどを指摘し、「法人の借入金依存が、経済の安定に対する重大な脅威になることはほとんど考えられないが、法人税が借入金による資金調達を促進しているという議論には賛成しがたい。利払いと償還のための重い固定的負担は、支払不能を招き企業の信用を破壊することによって、景気の下局面を強めるかもしれない。こうした危険性は確かにはいえないが、法人税の批評家はその点を誇張しすぎているように思われる。巨大な民間借入金が一九三〇年代の不況の発生的重要原因となったということには、なんら信頼のおける証拠は見当たらない。また法人の社債を株式に代えることによって将来の不況を避けたり、大幅に緩和したりすることを望むことも合理的とはいえない」と、明確に資本構成に対する二重課税の効果を否定している。第三に、この点も周知のように戦後のアメリカの法人はその資金調達源の大部分を内部留保金に依存しており、株式発行による割合は極めて少ない⁽²⁵⁾。そうすれば株式発行か借入金かという判断に与える税の影響もさほど過大視するには及ばず、むしろ留保利潤課税やキャピタル・ゲイン課税のあり方が、経営者や投資家にとっては大きな意味をもってくるのである⁽²⁶⁾。第四に、これも反論の常套手段であるが、税制の変遷と法人の資本構成の変化との間には、歴史的にみても何の相互連関もないという指摘がある。論者によれば、一九二〇年から一九五〇年の間に法人税負担は四倍に達しているにもかかわらず、全資産（純資産プラス負債）に対する借入金の割合は三七・八%から三八・八%へと殆んど変化していないという⁽²⁷⁾。また留保利潤からの再投資によって新株発行による資金調達の割合は減少していても、新規自己資本の割合は決して減少していないという反論もなされている⁽²⁸⁾。

しかしこの点については反対論もあるのであり、今日まで論争の続いているところでもある⁽²⁹⁾。今後の実り多き論争の行く末を慎重に見守るといふことになろう。

(3) 二重課税をめぐるその他の論点

以上の他に、配当二重課税をめぐっては多くの論点がある。そのうちのいくつかは後に若干触れる機会があるが、ここではスリッターの指摘する論点のみを簡単に掲げておこう。

まず第一は、二重課税は単に経済的に発生するにすぎないのであって、法律的には法人は株主より全く独立の人格であるから、二重課税は問題にならない、という主張である。⁽³¹⁾ 法人と株主を税法上区別するのは、ミス自身が認めるように、アメリカにおいても一般的に支持された考えといえるが、⁽³²⁾ 問題は法形式の問題ではなく、まさに税負担の実質的構成の中味にあるのであるから、この点のみから二重課税を肯定することは難かしかろう。

第二に考えなければならないのが、例の法人税の転嫁の問題である。つまり法人税が価格や賃金に乗せられ消費者や労働者に転嫁されているのであれば、二重課税なるものもそもそも発生せず、その救済も必要でないことになる。転嫁の実態を分析することは極めて難かしく、今日に至るも多くの論議がなされているが、⁽³³⁾ 転嫁の事実を全く無視して二重課税問題を語ることはできないだろう。

第三に、二重課税は、免税団体や免税点以下の株主が配当を受領することによって緩和されているという事実である。むしろ免税点以下の株主は、法人税という形で個人所得税を源泉徴収され、その分だけ過大に課税されている。この分の還付を考えるのが、むしろ火急の課題であらう。⁽³⁴⁾

第四に、二重課税負担を被るのは、株式所持中に法人税が創設あるいは増税された株主であって、株主は一般に二重課税を計算の上で他の投資機会の替りに株式を取得したのであるから、何ら利益を侵害されていないのではないかという問題点がある。⁽³⁵⁾ 従ってもし突然に二重課税緩和措置を導入すると、逆に現在の株式所有者は予想外の利益(bonus)を入手することになる。このような一部の者への利得の発生を防止し、それを税によって吸収するためにも、キャピタル・ゲインに対する適正な課税が望まれることになるのである。⁽³⁶⁾

- (1) この点については、拙稿「法人税改革の動向(租税法研究三号一頁以下)」を参照。またドイツについては、別稿で採り上げるのが適當と思われるが、例えば P. Rasenack, Die Theorie der Körperschaftsteuer (1974), およびそこに掲げられた文献参照。
- (2) 例えば、一九三三年の上院財政委員会報告(本稿(一)・前出二六卷二一〇一—一〇七二頁)。戦後においても、無条件に二重課税を悪とするものとして、例えば Luml, op. cit., p. 79; The Committee on Postwar Tax Policy, A Tax Program for A Solvent America, p. 121.
- (3) R. E. Burgess, "Tax Treatment of Dividend Income," in 3 Tax Revision Compendium 1591, 1598.
- (4) D. T. Smith, Federal Tax Reform, p. 198.
- (5) Eisenstein, op. cit., p. 106. See also, Husband & Dockery, op. cit., pp. 696—697.
- (6) 分配利潤に対する法人税率を C 、株主の受取配当額を D 、法人利潤のうち分配にあてられる法人利潤額を D' 、個人所得税率を P 、分配にあてられた法人利潤額に対する過大課税の絶対額を N 、過大負担率を N/E とすると、株主が法人から実際に受領する額 $D = E - CD$ となり、株主は更にそれに対して個人所得税を支払わなければならないから、株主が実際に負担する税額は $C(E + PD) = CE + P(E - CE)$ となる。他方、通常の所得の負担する税額は PE である。従って過重負担額 N は次のように表される。 $N = CE + P(E - CE) - PE = CE(1 - P)$ 。結局過重負担率は $N/E = C(1 - P)$ となるから、株主の個人所得税率が高ければ高いほど、あるいは法人税率が高いほど富裕者の過重負担率は減少するのである。確かに株主の受取配当額自体は減少するが、その分は個人所得税の減少により相殺される。一見累進的にみえる法人税の効果は、累進個人所得税によって弱められるか、だいたしにされてしまうのである(グード・法人税、九三—九四頁)。
- なお、以上の詳しい説明については D. M. Holland, Dividend Under the Income Tax (Princeton: Princeton U. P., 1962), pp. 139—151; id., The Income Tax Burden on Stockholders (Princeton U. P., 1958), pp. 19—25; id., "Stock-Holder Differential Taxation and Tax Relief," in 3 Tax Revision Compendium, pp. 1551—1578; Shoup, "Taxation of Dividend," in 3 Tax Revision Compendium, pp. 1537—1541, id., "Dividend Exclusion and Credit in the Rev. Code of 1954," 8 Nat'l Tax J. 138—147; Crum, "The Taxation on Stockholder," Q. J. Econ. 15, 36—40 (1950). などを参照。
- (7) また、そもそも二重課税の成立を否定し、調整を不要とする考え方もありうるが、この点については本款(3)の註(31)を参照。
- (8) Shoup, op. cit., 8 Nat'l Tax J. 138.

(9) この点については本款(2)に詳説するところを参照。

(10) グード・前掲書、一四九—一五〇頁、Paul, *Taxation in the U. S.*, pp. 428—429; Eisenstein, *op. cit.*, pp. 62—65, 81—83; P. G. Darling, "Income Taxation and Dividend Income," in 3 *Tax Revision Compendium*, pp. 1581—1586. なお、わが「わが」の勸告が「近代租税制度は、冒險的企業に対する投資意欲を阻害し、この結果社会の總生産が減少することがある」としばしば唱えられる。しかしこの点についての証拠は明らかでない。何となれば、米国の戦後の巨大な投資ブームは、税率がなお異常に高かった時におこったからである。」と述べているのを忘れてはいけないだろう (Report on the Japanese Taxation by the Shoup Mission, p. 5.)。

(11) 例えば一九一九—一九四七年の間の資本蓄積のうち普通株に投ぜられた個人貯蓄は僅か二%にすぎず、他は法人留保金より再投資されたものである。従って投資家とは実は法人経営者に他ならないことがわかる (Eisenstein, *op. cit.*, pp. 80—82; グード・前掲書、一三三頁以下)。

(12) グードは「投資の決定要因は、人間の動機と同じように複雑で、近代的産業社会の相互関係と同じように広範囲にわたる」。「みせかけだけ単純で抽象的な理論を体裁よく整えてみても、また多くの技術的、財政的および心理的要素をこまごまと並べてみても、本質的な困難を克服することはできない」。「投資家の反応は「楽観論と悲観論のどちらがその時優勢であるかにより、實際の緊張により、そして場合によっては政治的な不満や満足により左右される。何が魅力的な投資機会であり、どれが満足できる収益率であるかの基準が、時の経過とともに、しかも明らかに一般に考えられている以上の速度で変化する」と述べ早急な結論に否定的態度を示している (グード・前掲書、一六六、一四二頁)。

なおこれらの問題については J. K. Butters, L. E. Tompson, and L. L. Bollinger, *Effects of Taxation: Investments by Individuals* (Harv. U. P., 1953) を嚆矢としていくつかの実証的研究があるが、その要点は R. Goode, *The Individual Income Tax* (Rev. ed., Washington: Brookings Institution, 1976), pp. 50—51. にまとめられてゐる。また Eisenstein, *op. cit.*, pp. 70—77. の記述も参照された。

(13) Paul, *op. cit.*, p. 428. 例えば低所得株主に多い安定配当要求型の株主は税負担が多くなれば、より保守的になって投資をより安定した法人に転化する可能性がある。しかし先のトムプソンらの調査によればこのような「転化」は僅少だという。また逆に主として高所得者よりなる冒險投資型の投資家は、安定配当よりもキャピタル・ゲインの取得が目的であつて、個人所得税率

よりもキャピタル・ゲインに対する優遇税率に特別の利害関心を有しているのである (Eisenstein, op. cit., p. 78.)°

- (14) 例えば本稿(二六卷三号一六八—一九頁のミルズ財務長官の意見参照。
- (15) Husband & Dockeray, op. cit., p. 695.
- (16) A Tax Program for Solvent America, p. 136.
- (17) Groves, op. cit., p. 31. See also, Smith, Reform, pp. 196—199; id., “Republican Tax Policy,” 8 Nat’l Tax J. 8.
- (18)(19) Eisenstein, op. cit., p. 109. に引用された一九五五年下院歳入委員会報告。
- (20) Slitor, op. cit., p. 300.
- (21) Slitor, op. cit., p. 300; Eisenstein, op. cit., p. 109; Paul, op. cit., p. 424.
- (22) Slitor, op. cit., p. 300, n. 24; Paul, loc. cit. See generally, G. E. Lent, “Bond Interest Deduction and the Federal Corporate Income Tax,” 2 Nat’l Tax J. 131 (1949); S. L. Miller, “The Equity Capital Problem,” 26 Harv. Bus. Rev. 671 (1948).
- (23) グート・前掲書、一三四—一三八頁。
- (24) 同前、一四〇—一四二頁。
- (25) この点については、後出三四一頁註(4)参照。
- (26) グート・前掲書、一三四—一三五頁、Slitor, op. cit., p. 300.
- (27) Darling, op. cit., p. 1588. なお参照、グート・前掲書、一三九—一四〇頁、J. A. Pechman, Federal Tax Policy (Washington: Brookings Institution, 1966), pp. 108, 112—113.
- (28) Darling, op. cit., p. 1588.
- (29) 例えば比較的最近の論議として、シャウブ(塩崎馨記)『財政学(上)』四四四頁以下、L. Tambini, “Financial Policy and the Corporation Income Tax,” in A. C. Harberger & M. J. Bailey ed., The Taxation of Income from Capital (Washington: Brookings Institution, 1969), pp. 185—222. などを参照。
- (30) Slitor, op. cit., p. 301.
- (31) この点については、グート・前掲書、九頁以下、の詳細な論議を参照。また他に、そもそも種々の二重課税が他に存在する以

上 配当所得のみを特別扱いする必要はないという主張 (P. Ziffen, "Treatment of Dividend," in 3 Tax Revision Compendium, pp. 1607—1608). 法人は特権の対価として当然に税を支払うべきであるという主張 (Paul, Taxation in the U. S., pp. 422—425) もありうる。

(32) Smith, op. cit., 8 Nat'l Tax J. 9.

(33) この点については、最近の分析として C. E. McClure, "Integration of the Personal and Corporate Income Taxes," 88 Harv. L. Rev. 532, 500 (1975). をよび法律学者による分析として W. Klein, "The Incidence of the Corporation Income Tax: A Lawyer's View of a Problem in Economics," [1965] Wis. L. Rev. 576. 参照。

(34) Shoup, op. cit., p. 143.

(35) Holland, op. cit., 3 Tax Revision Compendium, p. 1577; Paul, op. cit., p. 428.

(36) Shoup, op. cit., pp. 143—144; Holland, op. cit., pp. 1577—1578.

三 留保利潤課税の効果

留保利潤の経営財務上の意義づけ及びそれを税で規制することをめぐる賛否両論は、既に未分配利潤税をめぐる論争の箇所で詳しく検討した。ここでは重複を避けながら、戦後の論議の要約を試みよう。

一に述べたように、統合とは他方に留保利潤課税の問題を含んでいる。即ち先に述べたように実際にすべての利潤が分配されたと仮定しても、その際の超過負担は富裕株主より小・中所得株主により重いものであった。この格差はしかし法人の利潤留保率が增大するに従い一層拡大する。⁽¹⁾ またシャープは、一般に中・低所得株主は定期安定配当を望み配当率の高い法人に投資し、富裕所得者は特に株価の上昇を目的に利潤の大部分を留保するような成長法人に投資するという分析をおこなっている。⁽²⁾ もしそうであれば、この面でも富裕者はより優遇されることになる。また利潤留保は一般に株価を上昇させてキャピタル・ゲインの発生をもたらすが、このキャピタル・ゲインという経済力 (eco-

onomic power) の増加を考慮せずしては、公平課税は達成しがたいだろう。⁽³⁾

このようにして、利潤留保は、利害関係の異なる各種株主層の間に相互複雑に入り組んだ課税上の問題を引き起こす。これら複雑な問題を全体的に解決することが統合論議の課題であり、この点を欠落させればそれは単なる配当優遇課税の主張にすぎなくなるのである。しかし留保利潤課税の問題は、単なる商法上、税法上の論議であるに止まらず、一九三六年の未分配利潤税をめぐる政治的抗争にみるように、広く社会改革をめぐるイデオロギー的な対立にまで発展する可能性を有している。留保利潤をめぐる論議は、このように一国の経済構造にまで達する深い根を有している。ところで利潤留保信仰は一九三〇年代には手痛い反撥をうけたが、第二次大戦中の恐慌克服から戦後の好況に至る過程の中で、再生し、広い支持を得てゆく。周知のように不況克服から戦後好況へと至る経済の拡大を支えた資金源は、減耗控除・減価償却資金をも含む巨大な法人の内部留保金であった。⁽⁴⁾ 法人はますます多くの利潤を留保し、それを再投資した。また拡張した企業は一層多くの資金を必要としたから、法人留保利潤の重要性はますます増大したのである。⁽⁵⁾ こうして留保利潤こそアメリカ経済発展の原動力であるという考え方は、不動のものになってゆく。先の National Tax Association の中間報告はその風潮を端的に代弁するものであった。また留保利潤課税は、一九三六年の未分配利潤税を連想させたから、戦後の政治的風潮の中では、それを口にすること自体が嫌忌されたのである。⁽⁶⁾

しかしながら、留保利潤の経営財務上あるいは財政政策上の意義が如何に重要なものであっても、租税制度の目的は単に経済成長のみにはない以上、留保利潤に対する適正な課税措置を講じることなく漫然放置することは許されない。留保利潤の経営財務上の効果がいかに重要であっても、公平の観点を無視し、留保利潤軽課や（それと同等の効果をもつ）法人税減税を専ら主張することは、一面的たるこの批判を免れることはできないのである。

この点は多少とも論議を公正に展開しようとする論者であれば当然に認識していたことであって、戦後にあっても

その基調は変化するはずのないものである。例えば第二次大戦直後に個人所得税と法人税の統合を論じたグローヴズは統合がなされねばならない理由を、(1)課税上の差別の排除、(2)租税回避の防止とし、前者については「現在の未分配法人利益の税法的措置が不満足なものであるということについては、公平無私な論者達が一般に同意している。現在のシステムは、法人を経過する所得には二つの税を課し、会社によって再投資される所得には一つの税を課す。これは、個人が全く個人所得税を支払うことなく、無期限にかつ無制限に富裕者となることを許している。〔中略〕従って、未分配利潤に租税制度を相対的により一層厳格に適用するために、公平の見地からのより強力な論議がなされる。また法人および個人課税の不幸な重複を正当化するために、未分配利潤に少なくとも一回は課税することの明らかな必要性が常に述べられてきた」と、後者については「未分配法人所得の現在の措置は、租税回避を公然と招来するものとしても異議がある。〔中略〕この明白な漏損を防止するために多くの工夫が税法に導入されてきた。連邦税の始まりより、個人付加所得税を回避するために、法人を \times 預金銀行 \times として利用する可能性が知られていた」と述べ、双方の問題がいずれも留保利潤課税の問題に帰着することを指摘している。またグードも明確にその点を「いわゆる配当に対する二重課税をなくすことよって法人の分配利潤とその他の形態の所得とに対する課税を公平に取り扱う廃止案は、個人所得税に対する法人形態の影響を少なくするが決してなくすものではなからう。これら〔法人税案、受取配当控除案など―畠山註〕は部分的統合案にすぎない。というのは留保利潤を個人所得税の課税外に置くからである」と強調する。またシャウプの論議はより一層詳細で、キャピタル・ゲイン課税のあり方にまで、論議の視野を拡大する。即ちシャウプによれば、先述のように(三三三三註頁(6))、そもそも富裕者の超過負担自体が低所得者のそれより低いものであるが、加えてキャピタル・ゲインの優遇課税によって富裕者には課税不足状態が生じている。そうすれば、「未分配利潤が富裕な投資家に聖域を提供している限り、分配利潤に対する実際上の租税救済措置

が、広く社会から受け入れられることは困難である。一体連邦議会が、一方に個人段階税率より低い法人税率、未だに低いキャピタル・ゲイン税率、および株券が死亡時まで保有された時のキャピタル・ゲインの全額課税除外という三重の組合せによって示されるような租税避難所の引き続く占領を認めながら、高所得投資家は、分配利潤に対する超過課税より救済されるべきだ、などというのであろうか」という疑問が当然に生じてくるのである。かくしてシャウプの結論はこうである。「法人利潤に対する超過課税は、分配利潤についてはすべての納税者に生じているが、未分配利潤については低所得・中所得納税者にのみ生じていることを想起すべきである。高所得納税者に関しては、未分配利潤に対する課税不足が存在する。課税不足のギャップを橋渡しするために何もなされない限り、実際にすべての超過課税を除去するための何らかの措置が、連邦議会に受け容れられるとは思えない。そして現在のキャピタル・ゲインとロスの取扱いを改革することなく、如何にこの未分配利潤問題を解決するかを考えることは困難である」と。またスリッターも、先のシャウプと同様、「配当二重課税の特別な配列は、広範な問題の一面面に過ぎない」ことを強調し、実現キャピタル・ゲイン以外に何ら課税されない留保利潤課税のあり方を問題としてしている。

以上、要するに留保利潤課税問題を無視して統合（従って配当二重課税問題）を語ることができないことを見てきた。問題は結局、経済成長のための利潤留保の優遇か、あるいは公平課税の実現かということになる。スマスは二重課税解消方式としての法人税全廃論をとりあげ、次のようにいう。「法人税の経済的效果は有害であるが、法人利益に対する課税を怠ることは、税体系を不公平なものとしよう。公正と経済成長の目的との間に、明らかな衝突がある。他のほとんどの所得は課税されている。〔中略〕もし法人税がなければ、留保法人利益という形の貯蓄は、課税されないことになる。貯蓄は重要であるが、貯蓄所得が完全に免税とされるべきか否かは疑問である。たとえ貯蓄にインセンティブが与えられるべきであるとしても、それが法人貯蓄にのみ与えられるべきかどうかは、公平の観点からは

疑問とされよう。」と。

このように両者はさしあたり相容れない問題であり、その調整と政策の選択は、純理論的観点からよりも、その時々々の政治的経済的社会的事情を背景に「経済哲学全体」に基づいて、政治過程によってなされざるをえまい。しかしこと統合を論ずる際に留保利潤課税の問題を無視ないし軽視することは、大きな誤りを侵すことになる。従ってここでは統合論議の原点として、「従うべき最も確実なルールは、それが貯蓄されたか投資されたかを問わず、またアレンジが法人によるかその他のものによるかを問わず、すべての所得を平等に取り扱うことである。」という言葉を銘記しておく必要があるように思われるのである。

また経済成長と課税の公平を単純に対立させる主張やそれに基づく税制改革も拙速なものと批判されねばならない。というのは、経済成長と公平課税が常に矛盾するか否かを今一度慎重に考える必要があるからである。たとえば経済成長が設備投資の拡大のみではなく同時に有効需要の増進をも伴わなければならないとすれば、租税政策は専ら企業減税や投資家の優遇だけではなく、低所得者の生計維持や一般消費者の消費支出の育成をも図らねばならない。前者は端的に特別措置や多くの抜け穴の設立により、後者はむしろ特別措置や抜け穴を廃止し、課税ベースを拡大しつつ、一般的な減税や免税点の引き上げによって達成されるだろう。ここに単に租税政策の目標だけではなく、その達成の手段が問われるのであり、それによって、むしろ政治の資質が逆照されることになるのである。

(1) 先のホランドの数式にならない超過負担を定式化してみる。そこで留保利潤額を α 、留保利潤に適用される法人税率を \circ (ホランドは分配利潤に対する実効税率と留保利潤に対する実効税率を区別しているが、ここでは判りやすくするために両者を区別しなかつた)、留保利潤に対する超過負担額を β 、従って超過負担率を β/α とする。

まず利潤を全部分配した場合の個人所得税負担額 π と利潤を留保したことによって留保利潤に課される法人税負担額 α が

留保利潤に対する超過負担額 Z となるので $Z = C - R - P = (C - P) - R$ となる。つまり法人税率よりも個人所得税率の方が高い高所得株主は、利潤留保によって逆に過少負担となる。

さて結局、法人利潤が被る過重負担とは、分配利潤に対する過重負担と留保利潤に対する過重負担の和であるから、法人利潤総額を T 、その過重負担額を Z 、過重負担率を Z/T と表すと、 $Nt = Ne + Nr = CE(T - P) - R(C - P)$ となり $T = E + R$ であるか $SNt/T = Nt/(E + R) = \{CE(T - P) + R(C - P)\}/(E + R) = C(T - P)\{E/(E + R)\} + C(T - P)\{R/(E + R)\}$ となる。

そうすれば $C(T - P)\{E/(E + R)\}$ は、 $(T - P)$ が常にプラスであるから個人所得税率 P と留保率が高いほど(つまり $E/(E + R)$ が低いほど)全体は極小化する。また $(C - P)\{R/(E + R)\}$ は $(C - P)$ がマイナスに転化する点を越えることによって留保率 $R/(E + R)$ と相乗して全体を極小化させる。結局 Z を減少させるのは留保率の増大(分配率の減少)、個人所得税率と法人税率の上昇であるということになる。なお、右記数式については前款註(6)に掲げた文献を参照のこと。

(2) Shoup, op. cit., in 3 Tax Revision Compendium, p. 1538.

(3) 「未分配利潤は、株式の市価を上昇させる傾向がある。その対応は必ずしも、また通常は一対一ではない。しかしもしキャピタル・ゲインが完全に計算に入れられるなら、かかる留保がキャピタル・ゲイン形成に果す正確な役割は未だ確定されていないとはいえ、利潤の留保によって示される経済力の増大を必ずや捕捉できよう」(Shoup, op. cit., 8 Nat'l Tax J. 146.)。

(4) グード・前掲書、一三三—一三五頁、Guthmann & Dougall, op. cit., pp. 507, 522—523; Husband & Dockeray, op. cit., p. 424; Eisenstein, op. cit., pp. 81, 238, n. 37; P. van Arsdell, Corporate Finance, 1233, 1254—1257; Hellenstein, Taxes, Loopholes, and Morals, p. 69; L. Share, "Federal Corporation Income Tax: Revenue and Reform, 2 Nat'l Tax J. 110, 113—115 (1949); 孤野正晃『戦後アメリカ景気循環史』一六四—一五、一九二—三、四九頁、末永隆甫編『戦後アメリカ資本主義の分析』第四章、など。

(5) Cf. Guthmann & Dougall, op. cit., p. 528; Husband & Dockeray, op. cit., p. 707; Groves, op. cit., pp. 46—49.

(6) グー・前掲書、一〇一頁、Groves, op. cit., pp. 47—49, 59.

(7) Groves, op. cit., p. 40.

(8) Ibid., p. 42.

- (9) タード・前掲書、一八五—一六頁。
- (10) Shoup, op. cit., 8 Nat'l Tax J. 144.
- (11) Ibid., p. 145. シャウブはこの論稿の最後に再度「結論として、未分配利潤およびキャピタル・ゲインの問題を同時に解決することなく、法人利潤の二重課税（超過課税）の問題を解決することは不可能である。」(Id., p. 147.)と述べて、「シャウブ勸告」(二〇五—二二三頁)の参照を指示している。
- (12) Sliator, op. cit., p. 301.
- (13) Smith, Federal Tax Reform, p. 199.
- (14) Hellerstein, op. cit., p. 84.
- (15) スリッターは「課税は経済的效果に関する最も有益な理解によって導かれるべきである。しかし完全に技術的な知識は、未だすべての対立と不確実性を取り除きはしないだろう。事業税構造の評価基準は、はっきり識別されたハイウェイに沿って一つの道を探すように単純ではありえない。集団の利益やそれに関する価値判断の考慮が、必然的に技術的・経済的考慮を修正しよう。」(Sliator, op. cit., p. 309.)と述べてゐる。
- (16) Groves, op. cit., p. 49.
- (17) W. W. Heller, "Appraisal of the Administration Tax Policy," 8 Nat'l Tax J. 12, 23—24 (1955) ; Paul, op. cit., pp. 430—431.
- (18) D. T. Smith, "Two Years of Republican Tax Policy," 8 Nat'l Tax J. 2, 4—5 (1955).
- (19) クラーは「トルーマン政権とマイゼンハワー政権の租税政策の差異をそつとみる (Heller, op. cit., p. 25.)」。むしろ民主党と共和党の租税観の違いというべきだろう。
- (20) Hellerstein, op. cit., pp. 81—85. クラーシュネーテンは、「経済成長・完全雇用達成の方法が重要問題であるとして」「滴下説」(trickle-down theory)と「積み上げ説」(push-up theory)の対照的な考え方を提示する。前者は、新設備・新生産・新冒險に必要な資金調達のために法人金庫に巨大な留保金を蓄積し、事業に対する投下資本の流入を専ら強化しようとする考え方であり、後者は新設備・新生産・新冒險に対して動的必要性を有する巨大な所得を消費者が利用可能となるような施策をとる考え方をいう。彼自身は、大所得と独占企業の規制が絶対に必要であるという立場から、法人税・個人所得税制度の整備強化のほか

に、未分配利潤税の導入を強く主張している。なお「滴下説」については Eisenstein, op. cit., pp. 65—69, 83—88. の評論も参照のこと。

四 小括

戦後における統合の流行とその原因、そこにみられる一般的傾向などは、以上ではほほ明らかになったものと思われる。残る問題は、個別的な提案を種々採りあげ、その技術的優劣を一つ一つ比較検討することであるやに思われる。⁽¹⁾しかし本稿の問題意識は、個別具体的な制度の技術的検討よりも、統合を含む法人税改革が、単なる技術の問題ではなく、それを超える政治的価値判断の問題であるという観点から、統合方式の具体案の背後にある大局的な財政制度や租税観の変遷とその要因の幾つかを明らかにする、ということであった。しかしこの点はこれまで述べてきたことを整理しても、必ずしも明解に要約しうるものではない。そこでここでは小括として、戦後の統合の具体的提案の一般的傾向を概括的に要約して、更に問題を将来に残すことにしよう。

戦後の具体的方式の提案を概観して判明することは、かつてのような法人税全廃を含むような大規模な改革提案は影をひそめ、法人税と個人所得税の二本立を基本的に認めた上で、両者間の矛盾齟齬を調整緩和しようという部分の統合 (partial integration) の意見が大部分を占めたということであろう。しかしてその理由は、理論的側面と実際の側面の両方から明らかにできるように思われる。

まず前者からみると、第一に、法人税全廃は、法人内の留保利潤を所得税の対象外とすることになり不公正である。⁽²⁾第二に逆に配当に法人税のみを課し個人所得税を全く課さないことは、累進所得税制を根本より破壊する。⁽³⁾かくして「二つの極端な見解を排除することにより、我々は次のような中間的立場に達する。法人はそれ自体において、その所得に課税されるべきであり、配当からの所得は個人の課税において計算にいれられるべきである。問題は、望

ましからざる二重課税を排除するような個人—法人所得税の調整を發見することである。」⁽⁷⁾という立場が自ずと支配的になりうるのである。むろんその際にも一九三六年の未分配利潤税提案のごとく、法人留保利潤にのみ課税し、法人所得税を廃止することは理論的には可能である。しかしこの提案が政治的に見て全く成立の見込みのないことは、改めて説明するまでもないだろう。⁽⁸⁾

次に實際的な側面からみても、法人税全廃を含む完全統合案は、多大の歳入減に連なる。法人税は既に財政制度に定着しており、それに匹敵する強力な税収が見当たらない以上、その廃止は、全く現実的ではない。『最後に、歳入要求の圧力が法人税問題の解決の小径の上に立ちはだかっている。その欠陥が何であれ、法人税は多額の歳入を生み出している。……もし法人税が歳入を供給するために我々の掌中になら、いったいどこに向えばよいのか。』⁽⁹⁾という発言は、特に政府の支出規模が拡大し、税負担の増大が不可避になった第二次大戦後に、特に良く該当するといえよう。法人税は歳入制度に確固たる根をおく巨大な存在であり、その現実が戦後の統合方式を大きく規定していたといふことができよう。⁽¹⁰⁾

最後に、では部分的統合方式のみが現実的であるとすれば、具体的に考えられるのは、(1)受取配当控除方式、(2)源泉徴収方式、(3)支払配当控除方式の三つである。⁽¹¹⁾種々の提案は、結局このうちのいずれかに落ちつくことになる。業財界は、一般に支払配当控除方式に好意的であった。これは社債利子が損金として控除されることとの対比で、安あがりの株式による資本調達为目的であったとみられる。この方式は、間接には法人税負担を減少させるよう機能するからである。また源泉徴収方式も、その手続の複雑さにもかかわらず公平な取扱いが可能であるという利点から支持者が多かった。受取配当控除も、アメリカの伝統的方式として支持する者が多かった。しかしこの方式は識者の指摘するように、所得階層毎に受ける恩恵が異なり、本質的に不平等なものである。しかし一九五四年の歳入法によって

実現されたのは、多くの欠点ありと指摘された受取配当控除方式だったのである。本稿はその導入の具体的過程を詳細に追う中で、その欠点をより詳しく明らかにするであろう。

- (1) このような観点からの分析としては、既に述べたように、井藤半剛『租税論』九六一—二六頁が優れている。なお本稿(二四卷三号二四二—二四四頁参照)。
- (2) The Committee on Postwar Tax Policy, A Tax Program for A Solvent America, p. 122; Hellerstein, op. cit., p. 61; Smith, Reform, p. 199; グード・前掲書、一八五頁。
- (3) A Tax Program, p. 122; Hellerstein, op. cit., p. 61; グード・前掲書、一八五頁。
- (4) A Tax Program, pp. 122—123; Smith, op. cit., in Tax Revision Compendium, pp. 1544—1545, も同頁。またスマスは、法人独立課税説はアメリカ合衆国の伝統であり、法人を株主の単なる集合体とみなして法人税を全廃することは、伝統に反すると主張している(Smith, Reform, p. 211.)。 Cf. Sitor, op. cit., p. 301.
- (5) グード・前掲書、一八五頁。
- (6) Paul, op. cit., p. 433. 同頁; Jome, Corporation Finance, p. 559; グード・前掲書、一〇七頁『コラム』『財政と景気循環』一〇三頁; Hellerstein, op. cit., p. 61; Husband & Doekery, op. cit., pp. 686—687.
- (7) シャウブやサイモンの主張するキャピタル・ゲイン全額課税(=法人税廃止)論も、この様なコンテキストの中で、受け容れられる可能性がなかったとみることができよう。
- (8) これら種々の提案とその個別的評価は、Groves, op. cit., pp. 55—73; Smith, Republican Tax Policy, 8 Nat'l Tax J. 8—10; グード・前掲書、一九三—二〇一頁など、他に Paul, Taxation in the United States, pp. 434—437; id., Taxation for Prosperity, pp. 369—372, などに詳しく、ここには概括的要約にとどめることにした。なおいくつかの問題は、後に一九五四年の受取配当控除をめぐる論議の箇所でも分析する。